

組 合 長 挨拶

成田市農業協同組合第58回通常総代会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

関係者の皆さまには、日頃よりJA事業全般にわたりまして特段のご理解とご協力を賜り、衷心より御礼申し上げます。

さて、昨年度の国内外の情勢につきましては、コロナ禍の継続、ウクライナ危機、記録的な円安など多くの出来事が同時発生した一年でした。このことは、日本の農業経営にも深刻な影響を与えました。

肥料や燃料などの生産資材価格は高騰する一方で、生産コストを販売価格に転嫁することができないことから生産者にはかつてない厳しい状況となってしまいました。このような状況の改善に向けて、JA成田市としては行政や全農を中心とする関係機関へ各種要請を行い販売価格の適正化に取り組みました。また、肥料高騰対策では国や県、および市の実施する支援対策の手続きを補助するとともに、JA成田市独自の支援も行いました。

米の集荷実績につきましては主食用米・飼料用米・加工用米を合わせて106,725俵となりましたが、特徴としては非主食用米が52%を占め、所得向上に向けた作付け転換が浸透しました。

一昨年から取り組みを強化している干し芋ですが、前年の46,694パックを上回る81,221パックを販売し、更なる販路拡大に向けて海外輸出の検討に入りました。

組合員・利用者・地域住民等とのふれあい活動につきましては、農機ふれあい展示会、農業機械大展示会、産直イベント、少年野球大会、稲作り・芋作り体験教室等をコロナ感染防止に注意を払いながら開催することができました。

また、遊休資産の処分では4月に小泉倉庫跡地を成田国際空港株式会社に売却し、寺台の旧本所跡地につきましては、本年2月に京成電鉄株式会社へ売却しました。

職員教育の面では、各種資格の取得を積極的に奨励するとともに、管理職を対象としたマネジメント研修会を開催し、職場環境の改善に取り組みました。

このような状況での令和4年度でしたが、事業利益69百万円、経常利益1億51百万円を計上し、当期剰余金は1億98百万円となりました。これにより、出資配当と「営農支援積立金」の新設を本日提案させていただきます。

令和5年度につきましては、新型コロナウイルスが5類に引き下げられる見通しであることから経済は回復基調に向かい、また、食料安保の観点から国内農業振興の重要性が高まることも想定されますが、ウクライナ危機と異常気象や円相場等の不安要素も払拭できません。

このようなことから、慎重に状況を見極めながら、農業者の所得増大・持続可能な経営基盤の確立に取り組んでまいります。そのためには、中長期的な経営計画を策定し、人材を育成しながらJAならではの総合力を発揮することが重要となります。

本年度も厳しい環境下ではありますが、組合員および地域の皆さまの負託に応えられるよう、総力をあげて取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、皆さま方の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げまして、ご挨拶といたします。



代表理事組合長
栗原 廣行

提出議案

- 第1号議案 定款の一部変更について (4頁)
- 第2号議案 定款附属書総代選挙規程の一部変更について (6頁)
- 第3号議案 成田市農業協同組合規約の一部変更について (7頁)
- 第4号議案 令和4年度事業報告及び剰余金処分案の承認について (8頁)
※貸借対照表・損益計算書・注記表は、会計監査人の監査において無限定適正意見であり、かつ、監事の監査報告に会計監査人の監査方法または結果を相当でないと認める意見がないので報告事項としている。(定款41条第3項)
令和4年度剰余金処分案 (40頁)
(独立監査人の監査報告書) (41頁)
(監査報告書) (44頁)
- 第5号議案 令和5年度事業計画設定について (50頁)
- 第6号議案 令和5年度における理事及び監事の報酬について
① 昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等を考慮して、令和5年度における理事(常勤理事3名、非常勤理事18名)の報酬は総額3,619万円とし、各理事の報酬額については、その範囲内において理事会に一任する。
② 昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等を考慮して、令和5年度における監事(常勤監事1名、非常勤監事4名)の報酬は総額1,037万円とし、各監事の報酬額については、その範囲内において監事の協議に一任する。
- 第7号議案 退任理事に対する退職慰労金の支給について (63頁)
- 第8号議案 退任監事に対する退職慰労金の支給について (64頁)
- 第9号議案 役員の選任について (65頁)
- 【附帯決議】 ① 決議事項で行政庁の認可、承認等申請に際し、法令その他行政庁の指示等により、字句その他事項につき修正加除を要するときは、その処置を理事会に一任する。
② 事業計画の変更について、年度途中において軽微な変更を要するに至ったときは、理事会において変更することを承認する。
- 【報告事項】 1. 貸借対照表、損益計算書、注記表及び附属明細書の報告について (21頁)
2. 「JAバンク基本方針」の変更について (67頁)
- 議決権行使書・委任状 (69頁～71頁)

メ 毛

〔変更理由〕

- ① 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）に伴う修正

新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

新	旧
第1章～第2章（略）	第1章～第2章（略）
<p>第3章 組合員 【農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例】</p> <p>第13条 <u>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項</u>の規定による公告があった<u>農用地利用集積等促進計画</u>の定めるところによって<u>賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権（以下「賃借権等」という。）</u>を設定したことにより前条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者であって、同項第3号又は同条第3項第4号若しくは第5号に該当する組合員である農用地利用改善事業実施団体の構成員であるもののうち、当該<u>賃借権等</u>の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、理事会において次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の確認を受けたものは、引き続きこの組合の正組合員とする。</p> <p>(1) その住所がこの組合の地区内にある者であること又はその住所が別に定める地区内にある者であって、この組合の事業（農業に必要な事業に限る。）を利用することが適当であると認められるものであること。</p> <p>(2) <u>賃借権等</u>を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域（この組合の地区内に限る。）の地区内にあること。</p> <p>(3) 第12条第2項各号に該当する正組合員と協同してその農業の生産能率を高め、経済状態を改善し、社会的地位の向上に貢献すると認められる者であること。</p>	<p>第3章 組合員 【農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例】</p> <p>第13条 <u>農業経営基盤強化促進法第19条</u>の規定による公告があった<u>農用地利用集積計画</u>の定めるところによって<u>利用権</u>を設定したことにより前条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者であって、同項第3号又は同条第3項第4号若しくは第5号に該当する組合員である農用地利用改善事業実施団体の構成員であるもののうち、当該<u>利用権</u>の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、理事会において次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の確認を受けたものは、引き続きこの組合の正組合員とする。</p> <p>(1) その住所がこの組合の地区内にある者であること又はその住所が別に定める地区内にある者であって、この組合の事業（農業に必要な事業に限る。）を利用することが適当であると認められるものであること。</p> <p>(2) <u>利用権</u>を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域（この組合の地区内に限る。）の地区内にあること。</p> <p>(3) 第12条第2項各号に該当する正組合員と協同してその農業の生産能率を高め、経済状態を改善し、社会的地位の向上に貢献すると認められる者であること。</p>
第14条～第22条（略）	第14条～第22条（略）

新	旧
<p>第4章～第6章（略）</p> <p>第7章 総代会</p> <p>【総代会】</p> <p>第52条 この組合は、総会に代わるべき総代会を設けるものとする。</p> <p>2 総代は、正組合員でなければならず、かつ、その半数以上は第12条第2項各号に該当する正組合員でなければならない。</p> <p>3 前項の規定の適用については、第13条の規定による正組合員である総代で、任期中に第12条第2項第1号又は第2号に該当しなくなったものは、その任期中は第12条第2項第1号又は第2号に該当する者とみなす。</p> <p>4 総代の定数は、535人とする。</p> <p>5 総代は、附属書総代選挙規程の定めるところにより、正組合員がこれを選挙する。</p> <p>附則（略）</p> <p><u>（附則）</u></p> <p><u>1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。</u></p> <p><u>2 この定款変更の効力発生のときにおいて、現に存する変更前の第13条に規定する者についての正組合員たる地位については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項によりなお従前の例により定められる農用地利用集積計画の定めるところによって利用権を設定することにより変更前の第12条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者の正組合員たる地位については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第4章～第6章（略）</p> <p>第7章 総代会</p> <p>【総代会】</p> <p>第52条 この組合は、総会に代わるべき総代会を設けるものとする。</p> <p>2 総代は、正組合員でなければならず、かつ、その半数以上は第12条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員でなければならない。</p> <p>3 前項の規定の適用については、第13条の規定による正組合員である総代で、任期中に第12条第2項第1号又は第2号に該当しなくなったものは、その任期中は第12条第2項第1号又は第2号に該当する者とみなす。</p> <p>4 総代の定数は、535人とする。</p> <p>5 総代は、附属書総代選挙規程の定めるところにより、正組合員がこれを選挙する。</p> <p>附則（略）</p> <p><u>（追加）</u></p>

〔変更理由〕

- ① 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）に伴う修正

新 旧 対 照 表

（下線部分が変更箇所）

新	旧
<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（選挙区分）</p> <p>第3条 総代の選挙は、選挙区ごとに行う。</p> <p>2 総代の選挙区及び各選挙区の総代の定数は、別表のとおりとする。</p> <p>3 各選挙区の総代の半数以上は、この組合の定款第12条第2項各号に該当する正組合員でなければならない。</p> <p>4 正組合員は、その住所を有する選挙区において、投票権を有する。ただし、この組合の地区外に住所を有する正組合員は、その者が最も多くの耕作地（<u>農用地利用集積等促進計画</u>の定めるところにより<u>賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権</u>の設定を行った土地を含む。）を有する選挙区において投票権を有する。</p> <p>第4条～第25条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p><u>附則</u> この規程の変更は、<u>行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。</u></p>	<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（選挙区分）</p> <p>第3条 総代の選挙は、選挙区ごとに行う。</p> <p>2 総代の選挙区及び各選挙区の総代の定数は、別表のとおりとする。</p> <p>3 各選挙区の総代の半数以上は、この組合の定款第12条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員でなければならない。</p> <p>4 正組合員は、その住所を有する選挙区において、投票権を有する。ただし、この組合の地区外に住所を有する正組合員は、その者が最も多くの耕作地（<u>農用地利用集積計画</u>の定めるところにより<u>利用権</u>の設定を行った土地を含む。）を有する選挙区において投票権を有する。</p> <p>第4条～第25条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p><u>（追加）</u></p>

第3号議案

成田市農業協同組合規約の一部変更について

[変更理由]

- ① 定款第8条は、既に定款から削除されており、整合性がとれない為。

新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧
第1章～第5章 (略)	第1章～第5章 (略)
第6章 業務の執行および会計	第6章 業務の執行および会計
第1節 業務の執行	第1節 業務の執行
第30条～第33条 (略)	第30条～第33条 (略)
第34条 (<u>削除</u>)	第34条 <u>定款第8条の規定に定める専属利用契約の品目、分量、その他の条件は理事会においてこれを定める。</u>
第35条～第37条 (略)	第35条～第37条 (略)
第2節～第3節 (略)	第2節～第3節 (略)
附則 (略)	附則 (略)
<u>附則</u> <u>この規約の変更は、令和5年3月29日通常総代会承認後効力を生ずる。</u>	<u>(追加)</u>

令和4年度事業報告及び
剰余金処分案の承認について〔 令和4年1月1日から
令和4年12月31日まで 〕

事業報告

1. 組合の事業活動の概況に関する事項

(1) 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

令和4年度は、第12次3か年地域農業振興計画の初年度として、持続可能な食料・農業基盤の確立、持続可能な地域・組織・事業基盤の確立、不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化、協同組合としての人づくり、「食」「農」「地域」「JA」にかかる住民理解の醸成を活動の基軸としました。

昨年度の農業を取り巻く環境は、長引くコロナ禍、ウクライナ危機や急激な円安などによる資材エネルギー価格の高騰、米を中心とする消費の低迷、一方では生産コストを販売価格に転嫁する体制が構築されていないこと等から大変厳しい状況でした。

そのような中での事業活動でしたが、米の集荷につきましては主食用米・飼料用米・加工用米を合わせて106,725俵となり、目標と前年実績を上回りました。内訳では、非主食用米が52%を占め所得向上に向けた作付け転換が浸透しました。

一昨年から取り組みを強化している干し芋ですが、前年の46,694パックの実績に対して81,221パックを販売しました。更なる販路拡大のために、海外輸出の検討に入りました。

食育などの諸活動については、「芋づくり体験教室」「稲づくり体験教室」「少年野球大会」「直売所イベント」「農機ふれあい展示会」は、新型コロナウイルス感染予防対策をとり開催をしましたが、コロナ禍以前の状態までには至りませんでした。しかし、「農業機械大展示会」が3年ぶりに開催できたことは今後への明るい兆しとなりました。

継続していました旧本所跡地の売却につきましては、昨年12月に売却先が京成電鉄株式会社に決定し、本年2月に完了しました。

農業者支援としては、成田市・酒々井町への各種要請を行い、肥料価格高騰対策支援については国・県・市の施策に対して手続きを補助するとともに、JA独自の支援も行いました。

収支状況は、事業利益69百万円、経常利益1億51百万円を上げ、当期剰余金は1億98百万円となりました。また、自己資本比率は12.07%（前年比0.07%減）不良債権比率は0.289%（前年比0.23%増）となりました。

主な事業活動と成果については、次のとおりです。

① 信用事業

総貯金は、恒常的な取り組み強化で期首より6億56百万円増加し、911億99百万円（計画比100.2%）となりました。個人貯金は定期貯金の解約が目立ったものの、普通貯金にシフトしたことから期首より9億84百万円増加し、810億91百万円（計画比98.8%）となりました。

貸出金は、住宅関連資金で案件数、単価ともに昨年を下回り、住宅関連資金14億68百万円（前年比77.0%）、農業資金1億74百万円（前年比99.0%）、マイカーローン等小口資金2億34百万円（前年比111.3%）、代替資金4億44百万円を実行しました。新規実行金額は23億35百万円（前年比83.5%）で貸出残高は、253億68百万円（計画比97.9%）となり、期首より2億2百万円（前年比99.2%）減少となりました。

預金残高は、540億76百万円（計画比98.8%）となり、期首より6億59百万円減少しました。

有価証券残高は、98億12百万円（計画比109.1%）となり期首より8億24百万円増加しました。

貯貸率については27.8%となりました。

② 共済事業

共済外務専任職員（LA）が中心となり、全戸訪問活動を展開し、『100年3世代にお役立ちするJA共済』の実現に向けて普及活動に取り組みました。実績として長期共済新契約196億10百万円（前年比87.8%）、年金共済新契約1億13百万円（前年比36.8%）となりました。

長期共済保有高は、2,776億94百万円（計画比98.0%）となり、前年より54億20百万円の減少となりました。年金共済は保有高23億17百万円（計画比98.6%）となり、24百万円の増加となりました。

③ 購買事業

【購買】

生産資材が高騰している中、「需要予測」「重点銘柄への集約」「予約購買」に取り組むとともに肥料・農薬の早期仕入れにより適正価格設定に努めましたが、厳しい情勢が続きました。

事業全体の取扱高は5億43百万円となり計画を18百万円（計画比96.7%）下回り、前年に対しても2百万円（前年比99.5%）減少となりました。

【農業機械事業】

農業経営に合った農業機械を展示会・実演会等で提案し、植付収穫時期の繁忙期対策として休日対応を行いました。年間を通して格納点検整備、積極的な修理活動に取り組みました。農作業安全の一環として安全使用講習会を開催、農業機械の公道走行に必要な免許取得の周知に取り組みました。

取扱高は、2億39百万円（計画比88.2%）、役務収入を含めた雑収入は、33百万円（計画比96.3%）となりました。

【燃料事業】

燃料油・LPガスの販売を中心として、油外商品及びガス器具の販売強化キャンペーン推進等により計画を上回ることが出来ました。

燃料事業所全体の供給高は5億45百万円（計画比99.5%）となりました。

④ 指導事業

【営農】

TAC活動を中心に施肥・防除指導や情報提供を行い、生産者の所得向上の為、主食用米から加工用米・飼料用米への作付転換を積極的に推進し、集荷総数量の約52%が加工用米・飼料用米となりました。特に飼料用米については、前年度より11,200俵増加致しました。また、食育活動の「みんなの良い食プロジェクト稲作り体験教室・芋作り体験教室」は、新型コロナウイルス対策をとり、一部中止としましたが開催することが出来ました。

【生活】

組合員を対象に、2月に実施した集団健診では62名、11月に実施した人間ドックでは51名が受診されました。また、家の光・農業新聞の購読者を募り、JA生活教育文化活動を広めるとともに、税務・法律相談を毎月1回実施して組合員への相談業務に取り組みました。JA女性部の活動については、新型コロナウイルス感染症予防対策を取り、視察研修を行うことが出来ました。各支部において外で出来る体操やウォーキングなどを実施しました。

⑤ 販売事業

【米穀】

主食用米から飼料用米等への作付転換を継続・拡大した事により、米価は若干回復となりました。また低温倉庫の有効活用や清掃の徹底等により、実需者からのクレームを最小限に抑え販売しました。集荷目標数量106,000俵に対し106,725俵と過去最大の集荷数量となりました。新米を順調に販売する事が出来ましたが、米販売取扱高については計画7億50百万円に対し7億49百万円（計画比99.9%）となりました。

【園芸】

野菜について、基幹品目である甘藷は前年を上回る販売単価となりましたが、春先の天候不良の影響から定植作業が遅れ、収穫時期にも影響を及ぼし出荷量が伸びず取扱量は計画を下回りました。また、人参、大根とも依然続く外食産業の需要停滞が影響し、厳しい販売環境となるなか、資材費高騰により収益が見込まれない状況から、特に春夏人参の作付が減少したこともあり取扱数量が大きく減少しました。

果実は春先の天候不良が影響し出荷量が減少しました。主要品目である西瓜は梅雨明け後に気温が一気に上昇したことにより不良果が多くなり収穫量が大幅に減少し、計画数量・金額とも未達となりました。

結果、野菜・果実の販売実績は4億61百万円（計画比75.8%）となりました。直売所については、コロナ禍のなか各イベントを状況に応じ開催しPR、集客に努めましたが販売実績80百万円（計画比99.1%）となりました。

【加工販売】

園芸課と連携を取りながら地場野菜の調達を図り、大きな自然災害もなく順調に調達出来ました。干し芋の原料として新たに「紅はるか」を51t調達し「甘芋ん+（プラス）」として新商品の製造を開始しました。精米の原料の調達も含めると地場利用率は64.7%となり、前年との比較で7.2%の上乗せが出来ました。甘藷の加工向け泥付販売や成田栗の製菓向け販売、梨の加工向けなど販売の多元化にも取り組みました。干し芋の「甘芋ん」・「甘芋ん+」の販売実績は、前年同期間対比で163%（※令和3年1月～12月末実績と令和4年1月～12月末実績との対比）の販売実績を積み上げる事が出来ました。全体の販売高は、5億4百万円（計画比97.1%）となりました。

⑥ 福祉事業

通所介護において、新型コロナウイルス感染症の影響もありましたが、徐々に新規利用者の確保ができ、目標の80%には及びませんでした。稼働率は昨年度の63.2%から65.6%まで回復することができました。収益は54百万円（計画比87.1%）となりました。

居宅介護支援では、新規獲得は毎月みられました。要介護者がやや減少し要支援者が増加してきています。収益も17百万円（計画比93.0%）で昨年よりも1百万円ほど減少となりました。

全体では前年をわずかに上回り71百万円（計画比88.5%）となりました。

⑦ 資産管理事業

全農施主代行方式により戸建住宅、新築そっくりさん、共同住宅リフォームの契約を行いました。現在、賃貸管理では空き室が出ないよう仲介業者と情報共有し、組合員の収益確保に努めました。資産管理組合の活動は、新型コロナウイルス感染症の影響により自粛しました。事業収入は、22百万円（計画比91.8%）となりました。

(2) 当該事業年度における事業の経過

一月

- 4日 決算棚卸監事監査（～5日）
みのり監査法人「期末監査Ⅰ」
- 11日 政友クラブとJA成田市との意見交換会
- 20日 税務・法律相談
- 24日 みのり監査法人「期末監査Ⅱ」（～28日）
- 31日 金融委員会、経済委員会、総務委員会、
監事会、理事会

二月

- 1日 決算監事監査（～2日）
- 14日 経営基盤確立強化プロジェクト会議
- 21日 税務・法律相談
- 25日 監事会、日本所土地処分検討委員会、理事会

三月

- 4日 地区別説明会
- 7日 JA常勤理事・参事合同会議
- 10日 MCトラクター実演会
- 15日 免税軽油勉強会
- 22日 税務・法律相談
- 24日 監事会、日本所土地処分検討委員会、理事会
- 26日 第57回通常総代会、監事会、理事会

四月

- 4日 支所業務監事監査（～5日）
- 6日 食農教材本寄贈（成田市）
- 7日 食農教材本寄贈（酒々井町）
- 19日 みのり監査法人監査 予備調査（～21日）
- 20日 税務・法律相談
- 21日 大地の輪抽選会
- 26日 令和5年度新卒採用説明会
- 27日 金融委員会、監事会、
日本所土地処分検討委員会、理事会
第1回監事と代表理事等との定期的会合

五月

- 10日 千葉県常例検査（～18日）
- 13日 第1回JA内部監査協議会
- 20日 税務・法律相談
- 21日 みんなのよい食プロジェクト
稲作り体験教室（田植え）
- 25日 監事会、日本所土地処分検討委員会、理事会
- 28日 みんなのよい食プロジェクト
芋作り体験教室（植付け）



政友クラブとの意見交換会
（1月11日）



第57回通常総代会
（3月26日）



令和5年度新卒採用説明会
（4月26日）



みんなのよい食プロジェクト
稲作り体験教室（田植え）
（5月21日）

六月

- 2日 みのり監査法人「期中監査Ⅰ」(～10日)
- 3日 新盆展示会
- 8日 ファッションフェア—2022 (～10日)
- 9日 農機ふれあい展示会 (～10日)
- 20日 税務・法律相談
- 21日 酒々井直売所イベント (～22日)
- 24日 宝田直売所イベント
- 28日 金融委員会、総務委員会、監事会
旧本所土地処分検討委員会、理事会
- 30日 上半期決算棚卸監事監査 (～7月1日)



農機ふれあい展示会
(6月9日～10日)

七月

- 3日 第13回JA成田市旗杯争奪少年野球大会(開会)
- 4日 成田市へ加工用米・飼料用米補助金要望書提出
- 5日 宝田直売所イベント
- 9日 第13回JA成田市旗杯争奪少年野球大会(表彰式)
- 20日 税務・法律相談
- 22日 生産資材高騰対策等基本農政確立緊急全国大会
- 26日 金融委員会、経済委員会、総務委員会、
監事会
旧本所土地処分検討委員会、理事会
- 28日 上半期決算監事監査 (～29日)



第13回JA成田市旗杯争奪少年野球大会
(7月3日～9日)

八月

- 8日 コンプライアンス全体研修 (～9日)
- 10日 酒々井町へ加工用米・飼料用米補助金
要望書提出
- 17日 令和4年産米初検査
- 18日 JAちば東葛LAと情報交換会
- 22日 税務・法律相談
- 25日 金融委員会、監事会、
旧本所土地処分検討委員会、理事会
- 30日 全農インターナショナル干し芋販売戦略会議



令和4年産米初検査
(8月17日)

九月

- 20日 税務・法律相談
- 27日 金融委員会、監事会、
旧本所土地処分検討委員会、理事会
- 29日 JAスマイルサポーター・LAコンクール
- 30日 千葉県女性部設立70周年記念式典



千葉県女性部設立70周年記念式典
(9月30日)

十月

- 3日 みのり監査法人「期中監査Ⅱ」(～7日)
- 11日 成田市へ肥料等高騰対策の要望書提出
- 13日 宝田直売所さつま芋の日イベント
- 14日 JAスマイルサポーター・
LAコンクール千葉県大会
- 15日 みんなのよい食プロジェクト
芋作り体験教室(収穫祭)
- 20日 税務・法律相談
JA共済交通遺児育英資金街頭募金運動
第47回農業機械大展示会(～22日)
- 25日 酒々井直売所収穫祭(～26日)
監事会、第2回監事と代表理事等との定期的
会合、金融委員会、旧本所土地処分検討
委員会、理事会
- 26日 事業所等業務監事監査(～27日)
- 31日 肥料・農薬講習会



みんなのよい食プロジェクト
芋作り体験教室(収穫祭)
(10月15日)



第47回農業機械大展示会
(10月20日)



第42回成田市産業まつり
(11月19日)

十一月

- 4日 第2回JA内部監査協議会
- 9日 役員報酬審議会
- 11日 経営基盤確立強化にかかるコンサルティング
部門ヒアリング(～12日)
- 17日 第38回JA千葉県大会
- 19日 税務・法律相談
第42回成田市産業まつりに出店
- 21日 みのり監査法人「期中監査Ⅲ」(～25日)
- 29日 金融委員会、旧本所土地処分検討委員会、
理事会、監事会

十二月

- 7日 旧本所土地売却における開札日
- 8日 青壮年部との対話集会
宝田農産物直売所年末イベント(～9日)
- 13日 酒々井農産物等直売所年末イベント(～14日)
肥料高騰対策説明会
- 15日 干し芋販売戦略会議
- 20日 税務・法律相談
- 19日 肥料高騰対策説明会
- 24日 第1回全体役員推薦会議
- 26日 金融委員会、監事会、
旧本所土地処分検討委員会、理事会
- 30日 決算棚卸監事監査(～1月5日)
みのり監査法人「期末監査Ⅰ」



青壮年部との対話集会
(12月8日)

(3) 財務・事業実績の推移

(単位：千円)

区 分	項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (当期)
財 務	事 業 利 益	82,909	147,579	102,669	69,555
	経 常 利 益	167,210	220,241	182,059	151,389
	当 期 剰 余 金	▲402,146	96,485	85,343	198,110
	総 資 産	97,789,941	97,250,148	98,083,282	98,135,533
	純 資 産	5,618,393	5,602,851	5,628,729	5,239,129
信用事業	貯 金	90,342,161	90,046,595	90,542,505	91,199,058
	預 金	54,402,632	54,866,342	54,735,755	54,076,585
	貸 出 金	24,583,516	24,876,354	25,571,185	25,368,734
	有 価 証 券	9,733,170	8,319,330	8,987,860	9,812,440
	国 債 そ の 他	— 9,733,170	— 8,319,330	— 8,987,858	460,800 9,351,640
共済事業	長期共済保有高	283,313,505	286,063,737	283,114,752	277,694,535
	短期共済新契約掛金	302,811	303,178	298,728	299,347
購買事業	購買品供給高・取扱高	1,314,852	1,295,955	1,276,572	1,328,736
販売事業	受託販売品取扱高	774,234	529,795	556,930	522,382
	買取販売品販売高	1,611,518	1,627,364	1,501,139	1,277,639

当期末の購買供給高・取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(4) 単体自己資本比率

当組合の単体自己資本比率12.07% (令和4年12月31日現在)

(5) 対処すべき重要な課題

①地域農業の振興と不断の自己改革

第12次地域農業振興計画の中間年度として、時代の変化に対応しながら重点事項の検討と実践を進めてまいります。特に、自己改革の目的のひとつである「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」については、肥料を中心とした資材価格の軽減と販売価格の適正化の両面から取り組んでまいります。

具体的には、全国単位・県単位そしてJA単位での、国をはじめとする行政と関係機関への要望を継続するとともに、JA成田市独自での支援策についても検討してまいります。

②持続可能な経営基盤の確立と強化

地域金融機関としてその対応が求められている「早期警戒制度」については、昨今の厳しい経営環境ではより精度の高い将来見通しが必要となります。

そのための要件である成長戦略と更なる効率化の実現に向けては、総合事業の強みを活かした事業展開と拠点および組織機構の見直し等に取り組んでまいります。これにより、JA成田市の健全性と収益性を高め経営基盤を強化します。

③コンプライアンス態勢の強化と地域貢献

不祥事未然防止に向けたコンプライアンス態勢の強化に引き続き取り組んでまいります。

そのための内部統制の充実に向けては、従来の内容に加えて職員一人ひとりが「誇り」を持って仕事に取り組める環境づくりを図ってまいります。

また、正・准組合員の意見を事業運営に反映させるとともに、行政や農工商の連携など様々な機会を通じて地域に貢献し、JA成田市の社会的信用を高めてまいります。

2. 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 総代会の開催状況

① 通常総代会

令和4年3月26日 午前9時30分開催

総代会日現在総代数	511名	
出席総代数	実際に出席した総代	22名
	代理人	0名
	書面	435名
	計	457名
出席准組合員数	0名	
重要な議事及び決議事項		
第1号議案 定款の一部変更について		
第2号議案 令和3年度事業報告及び剰余金処分案の承認について ※貸借対照表・損益計算書・注記表は、会計監査人の監査において無限定適正意見であり、かつ、監事の監査報告に会計監査人の監査方法または結果を相当でないとする意見がないので報告事項としている。(定款第41条第3項) 令和3年度剰余金処分案 (独立監査人の監査報告書) (監査報告書)		
第3号議案 第12次3か年地域農業振興計画 経営計画の設定について		
第4号議案 令和4年度事業計画設定について		
第5号議案 令和4年度における理事及び監事の報酬について		
① 昨年度の支給実績及び事業実績、経済状況の変化等を考慮して、令和4年度における理事(常勤理事3名、非常勤理事18名)の報酬は総額3,619万円とし、各理事の報酬額については、その範囲において理事会に一任する。		
② 昨年度の支給実績及び事業実績、経済状況の変化等を考慮して、令和4年度における監事(常勤監事1名、非常勤監事4名)の報酬は総額1,037万円とし、各監事の報酬額については、その範囲内において監事の協議に一任する。		
【附帯決議】	① 決議事項で行政庁の認可、承認等申請に際し、法令その他行政庁の指示等により、字句その他事項につき修正加除を要するときは、その処置を理事会に一任する。	
	② 事業計画の変更について、年度途中において軽微な変更を要するに至ったときは、理事会において変更することを承認する。	
【報告事項】	1. 貸借対照表・損益計算書・注記表及び附属明細書の報告について 2. 「JAバンク基本方針」の変更について	

(2) 組合員の状況

① 組合員数

(単位：組合、人数)

資格区分		前期末	当期増加	当期減少	当期末	増減	
正組合員	個人	3,130	46	123	3,053	▲77	
	法人	農業組合法人	1	0	0	1	0
		その他の法人	8	0	1	7	▲1
	計	3,139	46	124	3,061	▲78	
准組合員	個人	4,168	137	224	4,081	▲87	
	農業協同組合	-	-	-	-	-	
	農業組合法人	-	-	-	-	-	
	その他の団体	6	0	0	6	0	
計	4,174	137	224	4,087	▲87		
合計		7,313	183	348	7,148	▲165	
備考：当期末正組合員戸数		2,835戸					
当期末准組合員戸数		3,658戸					

② 出資口数

(単位：口)

資格区分		前期末	当期増加	当期減少	当期末	増減	
正組合員	個人	681,831	9,931	26,169	665,593	▲16,238	
	法人	農業組合法人	1	0	0	1	0
		その他の法人	155	0	10	145	▲10
	計	681,987	9,931	26,179	665,739	▲16,248	
准組合員	個人	343,454	5,708	7,715	341,447	▲2,007	
	農業協同組合	-	-	-	-	-	
	農業組合法人	-	-	-	-	-	
	その他の団体	3,073	0	0	3,073	0	
計	346,527	5,708	7,715	344,520	▲2,007		
処分未済持分	16,711	3,666	10,503	9,874	▲6,837		
合計	1,045,225	19,305	44,397	1,020,133	▲25,092		
摘要：(1) 出資1口金額		1,000円					
(2) 当期末払込済出資総額		1,020,133,000円					

(3) 役員の様況

役員の名及び役職等

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他
代表理事組合長	栗原廣行	常勤	有	
専務理事	幡谷公生	常勤	無	金融・共済事業
常務理事	鈴木良信	常勤	無	経済事業
理事	高石繁男	非常勤	無	金融委員
理事	根本雅裕	非常勤	無	経済委員
理事	佐瀬弘一	非常勤	無	総務委員
理事	高津和彦	非常勤	無	金融委員
理事	久米健	非常勤	無	経済委員
理事	成毛幸夫	非常勤	無	金融委員
理事	居初正芳	非常勤	無	金融委員
理事	神寄諭	非常勤	無	総務委員
理事	河野正市	非常勤	無	金融委員
理事	高梨誠	非常勤	無	総務委員
理事	瀧澤隆義	非常勤	無	経済委員
理事	伊藤市雄	非常勤	無	金融委員
理事	篠田貞夫	非常勤	無	総務委員
理事	吉川弘	非常勤	無	経済委員
理事	石渡潤一	非常勤	無	経済委員
理事	斉藤孝壹	非常勤	無	総務委員
理事	大見川美津子	非常勤	無	総務委員
理事	小坂美恵子	非常勤	無	経済委員
代表・常勤監事	上原英隆	常勤	無	
監事	清宮健	非常勤	無	
監事	高仲晃	非常勤	無	
監事	酒井康博	非常勤	無	
監事	野々宮秀樹	非常勤	無	(員外)

注. 当組合は当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が組合の役員に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を填補するものです。（被保険者は実質的に10%（平均）の保険料を負担しています。）

(4) 会計監査人の状況

当組合の会計監査人は、みのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士 西橋久仁子氏及び公認会計士 高戸満男氏であります。

(5) 職員の状況

職員数の増減

(単位：人)

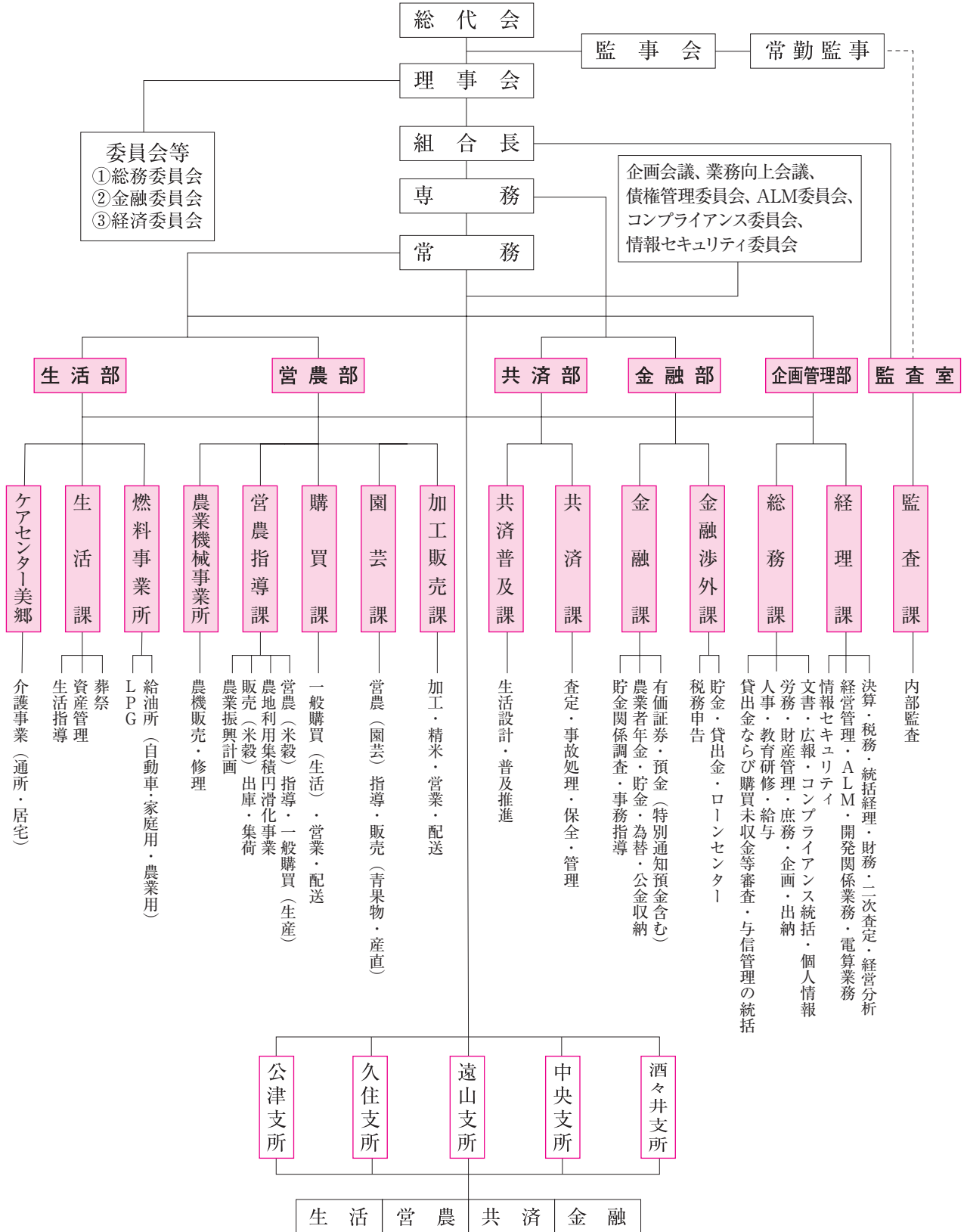
区 分	前年度末	当期度増	当期度減	当 期 末		
				男	女	計
一 般 職 員	134	2	5	80	51	131
営 農 指 導 員	9	1	1	9	－	9
生 活 指 導 員	1	－	－	－	1	1
嘱 託 職 員	30	1	3	15	13	28
合 計	174	4	9	104	65	169

備考：当期末の職員数には期末退職者は含みません

(6) 組織の構成

① 組合の機構

成田市農業協同組合機構図



※審査担当役員は常務理事とする

② 組合員組織

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
年 金 友 の 会	4,322名	宝 田 産 直 組 合	57名
青 壯 年 部	25名	酒々井町農産物等直売組合	32名
女 性 部	96名	資 産 管 理 組 合	47名
園 芸 部	46名		

(7) 施設の設置状況

① 組合の施設の状況

種 別	名 称	所 在 地	摘 要
事 務 所	公津支所	成田市宗吾3-470-1	
〃	久住支所	成田市久住中央1-6-1	
〃	遠山支所	成田市小菅1417-1	
〃	中央支所	成田市美郷台3-16-6	
〃	酒々井支所	酒々井町酒々井1670-1	
〃	本 所	成田市美郷台3-16-6	
事務所兼倉庫	経済センター	成田市宝田912-1	
店 舗	宝田直売所	成田市宝田912-1	
〃	酒々井直売所	酒々井町酒々井1677	
〃	農業機械事業所（宝田）	成田市宝田912-1	
〃	農業機械事業所（十余三）	成田市十余三68-45	
〃	農業機械事業所（酒々井）	酒々井町中川104-2	
〃	燃料事業所（給油所・LPG）	酒々井町中川104-2	
加 工 場	園芸センター	成田市十余三68-161	
集 荷 場	〃	成田市十余三68-161	
精 米 工 場	〃	成田市十余三68-161	
農 業 倉 庫	米麦流通合理化施設（自動ラック式低温倉庫）	成田市宝田912-1	
〃	品質向上物流合理化施設（自動ラック式低温倉庫）	成田市赤荻1595-1	
〃	赤荻低温倉庫	成田市赤荻1608-1	
〃	酒々井低温倉庫	酒々井町酒々井1670-1	
介 護	ケアセンター美郷	成田市美郷台1-15-10	

② 信用事業及び共済事業の委託施設の状況

イ 代理業者数の推移

項 目	前期末	当期増加	当期減少	当期末
共済代理店数	11	0	0	11

ロ 当期新規代理業者

	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代理業以外の主要業務
共済代理店数	無し		

事業報告の付属明細書

(1) 役員に対する報酬等の明細

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬等支払額	総会（又は総代会）で定められた報酬等限度額
理 事	36,189	36,190
監 事	10,302	10,370
合 計	46,492	46,560

(注1) 当期中の役員退職慰労金の支払額はありません。

(2) 役員の新兼職等の明細

役職名	区 分		氏 名	兼職先名又は兼事業業名	兼職先での役職名
	常勤・非常勤の別	代表権の有無			
代表理事 組合長	常 勤	有	栗原 廣行	全国農業協同組合連合会 千葉県本部	運営委員
代表理事 組合長	常 勤	有	栗原 廣行	全国共済農業協同組合連合会 千葉県本部	運営委員
代表理事 組合長	常 勤	有	栗原 廣行	JAバンク千葉運営協議会	運営委員

(3) 役員との間の取引の明細

(単位：千円)

役職名	取引内容及び金額			摘要
	取引の種類	取引金額		
理事（6名）	貸出金	当 期 取 引 額	8,320	
		当 期 首 残 高	31,693	
		当 期 末 残 高	30,329	
		当期増減（△）額	△1,363	
理事（11名）	購買未収金	当 期 首 残 高	1,467	
		当 期 末 残 高	600	
		当期増減（△）額	△867	
監事（1名）	貸出金	当 期 取 引 額	-	
		当 期 首 残 高	36,035	
		当 期 末 残 高	31,198	
		当期増減（△）額	△4,837	
監事（2名）	購買未収金	当 期 首 残 高	25	
		当 期 末 残 高	17	
		当期増減（△）額	△8	

令和4年度 貸借対照表

[令和4年12月31日現在]

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
1 信用事業資産	90,103,619	1 信用事業負債	91,705,539
(1) 現金	543,464	(1) 貯金	91,199,058
(2) 預金	54,076,585	(2) その他の信用事業負債	506,480
系統預金	54,022,705	未払費用	26,337
系統外預金	53,879	その他の負債	480,143
(3) 有価証券	9,812,440	2 共済事業負債	336,116
国債	460,800	(1) 共済資金	177,743
地方債	200,990	(2) 未経過共済付加収入	158,336
政府保証債	362,280	(3) その他の共済事業負債	36
社債	8,788,370	3 経済事業負債	218,909
(4) 貸出金	25,368,734	(1) 経済事業未払金	199,527
(5) その他の信用事業資産	302,593	(2) 経済受託債務	280
未収収益	288,426	(3) その他の経済事業負債	19,101
その他の資産	14,166	4 設備借入金	136,400
(6) 貸倒引当金	△198	5 雑負債	257,937
2 共済事業資産	7,885	(1) 未払法人税等	12,571
(1) その他の共済事業資産	7,885	(2) リース債務	2,142
3 経済事業資産	793,534	(3) 資産除去債務	10,562
(1) 経済事業未収金	191,960	(4) その他の負債	232,661
(2) 経済受託債権	444	6 諸引当金	83,248
(3) 棚卸資産	573,808	(1) 賞与引当金	13,003
購買品	167,891	(2) 退職給付引当金	52,011
販売品	395,283	(3) 役員退職慰労引当金	18,233
その他の棚卸資産	10,634	7 再評価に係る繰延税金負債	158,252
(4) その他の経済事業資産	27,322	負債の部合計	92,896,404
(5) 貸倒引当金	△1	(純資産の部)	
4 雑資産	172,343	1 組合員資本	5,330,888
5 固定資産	2,217,807	(1) 出資金	1,020,133
(1) 有形固定資産	2,207,328	(2) 利益剰余金	4,320,629
建物	2,126,080	利益準備金	2,036,200
機械装置	419,020	その他利益剰余金	2,284,429
土地	1,047,152	特別積立金	1,181,395
リース資産	10,539	残留農薬事故対策積立金	25,000
その他の有形固定資産	1,128,022	経営基盤安定化積立金	300,000
減価償却累計額	△2,523,488	施設整備積立金	380,000
(2) 無形固定資産	10,478	当期末処分剰余金	398,033
その他の無形固定資産	10,478	(うち当期剰余金)	(198,110)
6 外部出資	4,634,211	(3) 処分未済持分	△9,874
(1) 外部出資	4,634,211	2 評価・換算差額等	△91,759
系統出資	4,536,801	(1) その他有価証券評価差額金	△427,286
系統外出資	97,410	(2) 土地再評価差額金	335,527
7 繰延税金資産	206,132	純資産の部合計	5,239,129
資産の部合計	98,135,533	負債及び純資産の部合計	98,135,533

令和4年度損益計算書

令和4年1月1日から令和4年12月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額
1 事業総利益	1,578,524
事業収益	3,779,174
事業費用	2,200,649
(1) 信用事業収益	741,925
資金運用収益	654,553
(うち預金利息)	(280,041)
(うち有価証券利息)	(75,710)
(うち貸出金利息)	(268,624)
(うちその他受入利息)	(30,176)
役務取引等収益	22,804
その他事業直接収益	56,536
その他経常収益	8,031
(2) 信用事業費用	123,772
資金調達費用	25,980
(うち貯金利息)	(21,341)
(うち給付補填備金繰入)	(38)
(うちその他支払利息)	(4,600)
役務取引等費用	6,704
その他事業直接費用	32,190
その他経常費用	58,897
(うち貸倒引当金戻入益)	(△1,167)
信用事業総利益	618,153
(3) 共済事業収益	430,914
共済付加収入	402,816
その他の収益	28,098
(4) 共済事業費用	21,524
共済推進費	15,556
共済保全費	2,103
その他の費用	3,864
共済事業総利益	409,389

科 目	金 額
(5) 購買事業収益	1,136,149
購買品供給高	1,024,942
購買手数料	65,751
その他の収益	45,455
(6) 購買事業費用	906,830
購買品供給原価	874,667
その他の費用	32,162
(うち貸倒引当金戻入益)	(△10)
購買事業総利益	229,318
(7) 販売事業収益	1,354,447
販売品販売高	1,277,639
販売手数料	13,861
検査手数料	5,149
その他の収益	57,797
(8) 販売事業費用	1,096,491
販売品販売原価	982,927
その他の費用	113,563
販売事業総利益	257,956
(9) 保管事業収益	7,543
(10) 保管事業費用	3,007
保管事業総利益	4,535

科 目	金 額
(11) 宅地等供給事業収益	22,108
(12) 宅地等供給事業費用	4,934
宅地等供給事業総利益	17,174
(13) 福祉事業収益	71,185
(14) 福祉事業費用	22,873
福祉事業総利益	48,311
(15) その他の事業収益	14,901
(16) その他の事業費用	2,266
その他の事業総利益	12,635
(17) 指導事業収入	2,119
(18) 指導事業支出	21,069
指導事業収支差額	△18,950
2 事業管理費	1,508,968
(1) 人件費	1,051,783
(2) 業務費	132,235
(3) 諸税負担金	70,050
(4) 施設費	251,577
(5) その他の事業管理費	3,321
事業利益	69,555
3 事業外収益	83,099
(1) 受取雑利息	514
(2) 受取出資配当金	66,332
(3) 貸貸料	1,770
(4) 雑収入	14,481
4 事業外費用	1,266
(1) 支払雑利息	558
(2) 寄付金	585
(3) 雑損失	122
経常利益	151,389

科 目	金 額
5 特別利益	78,668
(1) 固定資産処分益	78,668
6 特別損失	3,499
(1) 固定資産処分損	3,206
(2) 減損損失	293
税引前当期利益	226,558
法人税、住民税及び事業税	29,473
法人税等調整額	△1,024
法人税等合計	28,448
当期剰余金	198,110
当期首繰越剰余金	196,158
土地再評価差額金取崩額	3,765
当期未処分剰余金	398,033

注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

- ①時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ②市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 販売品……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しています。
- (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸出金の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸出金の平均残存期間の貸倒実績に基づき損失率を求めて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任給与引当金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引渡し時点で充足する事から、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

買取販売は組合員が生産した農産物を当組合が買い取って取引先等に販売する事業、受託販売は組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で取引先等に販売する事業、加工販売は組合員が生産した農産物を原料に加工品を製造して取引先等に販売する事業です。いずれも当組合は取引先等との契約に基づき販売品を引き渡す義務を負っています。この取引先等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足する事から、当該時点で収益を認識しています。

(3) 保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この販売先等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足する事から、当該サービスの進捗度に応

じて収益を認識しています。

(4) 宅地等供給事業

組合員の依頼に基づく宅地等の売買の仲介サービス及び賃貸物件等の管理業務であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。仲介サービスにおいては、この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。また、賃貸物件等の管理業務においては、この利用者等に対する履行義務は、契約期間にわたって充足する事から、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

(5) 福祉事業

組合員や地域住民の在宅高齢者を対象にしたデイサービス・ケアプラン作成等の介護保険事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足する事から、当該時点で収益を認識しています。

(6) その他の事業（葬祭事業）

組合員や地域住民の葬儀や祭事の執行を請け負う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足する事から、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

II 会計方法の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る

額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

(2) LPガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、検針日時時点で計測されたLPガスに係る供給量に基づいて収益を認識していましたが、期末時点においては、最終検針日から利用者等に引き渡され履行義務を充足したLPガスの供給量に係る収益を合理的に見積り認識する方法に変更しています。

(3) 購買事業における支払奨励金の会計処理

購買事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等は、従来は、購買事業費用として計上していましたが、顧客へ支払われる対価と認められる場合、取引価格から減額する方法に変更しています。

なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していません。この結果、当事業年度の事業収益が244,505千円減少し事業費用が247,348千円減少しており、当事業年度の損益は2,842千円増加しています。

なお、利益剰余金の期首残高への影響は軽微のため修正していません。

2. 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当該事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 206,179千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年12月に作成した5カ年計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 293千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

また、遊休資産及び賃貸資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額と帳簿価額を比較することにより、当該資産の減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年12月に作成した5カ年計画を基礎として算出しており、5カ年計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV 貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した引当金

雑資産から控除されている貸倒引当金の額 0千円

2. 有形固定資産圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,246,713千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 647,177千円、機械装置 564,074千円、その他の有形固定資産 35,461千円

3. 担保に供している資産

定期預金のうち4,500,000千円を為替決済の担保に供しています。

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

- (1) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 62,145千円
- (2) 理事及び監事に対する金銭債務の総額 -千円

5. 信用事業を行う組合の貸借対照表に要求される注記

- ① 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は73,354千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は73,354千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

② 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額にかかる税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

●再評価を行った年月日 平成11年12月31日

●再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 324,003千円

●同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。

尚、路線価による算出が不可能なものについては、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

V 損益計算書に関する注記

1. 減損損失を認識した資産又は資産グループの内容等

(1) 資産グループの内容

当組合では、投資の意志決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、各支所、燃料事業所（NACS酒々井、LPガス）、遊休資産、及び賃貸固定資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

経済センター、農業機械事業所、園芸センター、ケアセンター美郷、販売、倉庫、指導の各事業については、「食と農を基軸として地域に根差した協同組合」として相互扶助の理念に基づいた組合員の営農関連施設であり、それ自体でのキャッシュ・フローによる投資額の回収を意図したものでないことから共用資産として位置づけ、これらを各支所が共有する、大きなグルーピングの単位としています。

本所については、JA全体の本所管理機能を有する施設であり、組合全体の共用資産と位置づけています。

(2) 減損損失を認識した資産の用途、種類、場所、経緯などの概要

用途	資産	種類	場所	減損損失額 (千円)	経緯	回収可能価額の算出方法
事業用資産	久住支所	建物	成田市久住中央 1-6-1	57	事業活動から生じる損益が2期連続で赤字のため、減損の兆候に該当します。帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。	正味売却価額を採用しており、その時価は路線価を調整した価額から建物等の撤去費用を控除した価額に基づき算出しております。
		その他の有形固定資産		14		
		土地		152		
遊休資産	倉庫用地外6筆	土地	成田市飯岡字岩ノ作8-3外6筆	67	遊休の状態であるため減損の兆候に該当します。当該資産は早期処分対象であることから正味売却価額で評価しましたが、帳簿価額を下回るため、その差額を減損損失として認識しました。	固定資産税評価額に倍率を乗じて調整した価額で算出しております。
合計				293		

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、8.1%はサービス業等に対するものであり、当

該業種をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所の企画管理部内に審査業務体制を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価マニュアルなど厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変動が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.89%上昇したものと想定した場合には、経済価値が713,929千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスクの変数が一定の場合を前提としており、金利をその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず（3）に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	54,076,585	54,063,692	△12,892
有価証券 その他有価証券	9,812,440	9,812,440	-
貸出金	25,368,734		
貸倒引当金（*1）	△198		
貸倒引当金控除後	25,368,535	25,580,810	212,275
資産計	89,257,560	89,456,943	199,382
貯金	91,199,058	91,114,637	△84,421
負債計	91,199,058	91,114,637	△84,421

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」と言う。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	4,634,211
合計	4,634,211

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	54,076,585	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	1,900,000	200,000	300,000	200,000	400,000	7,400,000
貸出金(*1)	2,426,009	1,735,042	1,678,664	1,435,814	1,387,534	16,676,130
合計	58,402,595	1,935,042	1,978,664	1,635,814	1,787,534	24,076,130

(*1) 貸出金のうち、当座貸越86,889千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等29,537千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	76,761,597	5,970,927	8,220,453	150,302	84,498	11,279
設備借入金	34,100	34,100	34,100	34,100	-	-
合計	76,795,697	6,005,027	8,254,553	184,402	84,498	11,279

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額（＊）
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの			
地方債	200,990	200,127	862
小 計	200,990	200,127	862
種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額（＊）
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの			
国債	460,800	498,752	△37,952
政府保証債	362,280	400,000	△37,720
社債	8,788,370	9,304,224	△515,854
小 計	9,611,450	10,202,976	△591,526
合 計	9,812,440	10,403,104	△590,664

(＊) なお、上記の評価差額から繰延税金資産163,377千円を加えた額△427,286千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
社 債	403,546	3,602	-
公社債投資信託	1,620,710	52,900	32,190
合 計	2,024,256	56,502	32,190

Ⅷ 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る事項

1. 採用している退職給付制度

従業員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	61,748千円
退職給付費用	58,275千円
退職給付の支払額	△15,872千円
特定退職金制度への拠出金	△31,697千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△20,442千円
期末における退職給付引当金	52,011千円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	961,143千円
特定退職金共済制度	△353,073千円
確定給付企業年金制度	△556,058千円
未積立退職給付債務	<u>52,011千円</u>
退職給付引当金	52,011千円

4. 退職給付に関連する損益

勤務費用	58,275千円
出向負担金受入	<u>△398千円</u>
退職給付費用	57,876千円

(注) 上記費用に含まれている特定退職共済制度への拠出金31,697千円は「福利厚生費」で処理しています。

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金13,444千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は139,560千円となっています。

Ⅸ 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	3,596千円
未払費用否認額	578千円
退職給付引当金	14,386千円
役員退職慰労引当金	5,043千円
減価償却超過額	19,942千円
資産除去債務	2,921千円
減損損失（土地）	15,207千円
その他有価証券評価差額金	163,377千円
その他	<u>3,989千円</u>
繰延税金資産 小計	229,043千円
評価性引当額	<u>△22,863千円</u>
繰延税金資産 合計（A）	206,179千円
繰延税金負債	
固定資産（資産除去債務対応）	<u>△47千円</u>
繰延税金負債 合計（B）	△47千円

繰延税金資産の純額 (A) + (B) 206,132千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.50%
受取配当金等永久に益金算入されない項目	△4.05%
法人税額の特別控除	△0.72%
収用等の特別控除	△6.10%
住民税等均等割額	1.19%
評価性引当額の増減	△5.56%
その他	△0.37%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.56%

X 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記5 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

XI その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の倉庫等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～23年、割引率は0.5%～2.0%を採用しています。

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	10,519千円
時の経過による調整額	43千円
期末残高	10,562千円

2. 貸借対照表上に計上している以外の資産除去債務

当組合は、公津支所雨水排水パイプ使用、経済センター駐車場、園芸センター施設用地等に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退却時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該駐車場、施設用地は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

附属明細書

(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)

貸借対照表等の附属明細書

(1) 組合員資本の明細

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出 資 金	1,045,225	19,305	44,397	1,020,133
利 益 剰 余 金	4,129,013	281,875	90,258	4,320,629
利益準備金	2,006,200	30,000	-	2,036,200
その他利益剰余金	2,122,812	251,875	90,258	2,284,429
特別積立金	1,181,395	-	-	1,181,395
残留農業事故対策積立金	25,000	-	-	25,000
経営基盤安定化積立金	300,000	-	-	300,000
施設整備積立金	330,000	50,000	-	380,000
当期末処分剰余金	286,417	201,875	90,258	398,033
処分未済持分	△16,711	△3,666	△10,503	△9,874
合 計	5,157,527	297,514	124,152	5,330,888

(2) 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高	当 期 償 却 額	減価償却累計額	償 却 率	
有 形 固 定 資 産	建 物	2,124,087	18,368	16,374 (57)	2,126,080	44,745	1,229,372	57.82%
	機 械 装 置	420,321	2,930	4,231	419,020	16,692	345,344	82.42%
	土 地	1,032,532	22,614	7,994 (220)	1,047,152			
	リ ー ス 資 産	10,884	529	873	10,539	1,438	8,442	80.10%
	建 設 仮 勘 定	340	-	340	-			
	その他の有形固定資産	1,119,069	28,594	19,640 (14)	1,128,022	39,022	940,328	83.36%
計	4,707,234	73,036	49,454 (293)	4,730,816	101,898	2,523,488		
無 形 固 定 資 産	その他の無形固定資産	8,155	5,955	3,632	10,478	3,632		
	計	8,155	5,955	3,632	10,478	3,632		
合 計	4,715,390	78,991	53,086 (293)	4,741,295	105,530			

注1 当期減少額の括弧内の金額は当年度の減損損失の金額です。また、「当期末残高」欄は、減損損失控除後の金額です。

注2 建物及び土地の当期減少額の主な要因は、小泉農業倉庫解体及び土地の売却によるものです。

(3) 外部出資の明細

(単位：千円)

出 資 先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系 統 出 資	千葉県厚生農業協同組合連合会	370	-	-	370
	農林中央金庫 (うち後配出資)	3,866,101 (3,755,000)	- (-)	- (-)	3,866,101 (3,755,000)
	全国農業協同組合連合会	76,900	-	-	76,900
	全国共済農業協同組合連合会	592,200	-	-	592,200
	千葉県酪農農業協同組合連合会	1,230	-	-	1,230
	計	4,536,801	-	-	4,536,801
系 統 外 出 資	株 式				
	(株) 農 協 観 光	0	-	-	0
	(株) 日 本 農 業 新 聞	50	-	-	50
	(株) ジェイエイライフ	1,000	-	-	1,000
	(株) 千葉県JA情報センター	34,500	-	-	34,500
	そ の 他				
千葉県農業会 信用基金協会	61,860	-	-	61,860	
計	97,410	-	-	97,410	
合 計	4,634,211	-	-	4,634,211	

(4) 引当金等の明細

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	1,379	200	-	1,379	200
一 般 貸 倒 引 当 金	1,379	200	-	1,379	200
うち信用事業	1,366	198	-	1,366	198
うち購買事業	11	1	-	11	1
うち販売事業	0	0	-	0	0
うちその他事業	0	0	-	0	0
うち事業外	1	0	-	1	0
個 別 貸 倒 引 当 金	-	-	-	-	-
うち信用事業	-	-	-	-	-
うち購買事業	-	-	-	-	-
賞 与 引 当 金	13,015	13,003	13,015	-	13,003
退 職 給 付 引 当 金	61,748	26,578	36,314	-	52,011
役員退職慰労引当金	14,359	3,874	-	-	18,233
合 計	90,502	43,656	49,330	1,379	83,449

(注) 一般貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率等による洗替額です。
個別貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、個別債権の回収による戻入額です。

(5) 子会社等との間の取引並びに子会社等に対する金銭債権及び金銭債権の明細
子会社等はありません。

(6) 事業管理費の明細

(単位：千円)

損益計算書科目	内 訳 科 目	金 額
人 件 費	役員報酬	46,492
	給料手当	777,889
	(うち賞与引当金繰入額)	(13,003)
	福利厚生費	197,347
	退職給付費用	26,179
	役員退職慰労金	-
	役員退職慰労引当金繰入額	3,874
	計	1,051,783
業 務 費	会議費	2,794
	接待交際費	806
	宣伝広告費	1,793
	通信費	18,062
	印刷・消耗品費	18,652
	図書・研修費	5,543
	業務委託費	82,540
	旅費	2,042
計	132,235	
諸 税 負 担 金	租税公課	38,904
	支払賦課金	9,814
	分担金	21,330
計	70,050	
施 設 費	減価償却費	105,530
	保守修繕費	26,869
	保険料	13,630
	水道光熱費	37,334
	賃借料	11,474
	消耗備品費	3,356
	車両費	463
	施設管理費	52,918
計	251,577	
その他事業管理費		3,321
合 計		1,508,968

令和4年度剰余金処分案

(単位：円)

1. 当期末処分剰余金	398,033,784
2. 剰余金処分額	
(1) 利益準備金	4,065,445
(2) 任意積立金	170,000,000
施設整備積立金	(120,000,000)
営農支援積立金	(50,000,000)
(3) 出資配当金	10,097,009
3. 次期繰越剰余金	213,871,330

- (注) 1. 出資配当は年1.0%の割合である。
 ただし、年度内の増資及び新規加入については日割計算とする。
2. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりである。
3. 次期繰越剰余金には、営農指導・生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額10,000千円が含まれている。

<別表>

(単位：円)

種 類	積 立 目 的	積立目標額	積立基準	取崩基準	残高 (令和4年 12月31日現在)
残留農薬事故対策積立金	残留農薬事故発生に備える	25,000,000	目標額まで	事故発生年	25,000,000
経営基盤安定化積立金	組合の資産や信用リスクなどの支出及びその他重大な臨時損失の発生に備え組合経営基盤の安定を図る	300,000,000	目標額まで	発生年	300,000,000
施設整備積立金	施設の取得、改修、解体などに充てるため	500,000,000	目標額まで	発生年	380,000,000
営農支援積立金	様々なリスクによって影響を受けた農業経営の支援をするため	50,000,000	目標額まで	費用支出年	0

監査報告書

謄本

独立監査人の監査報告書

令和5年2月27日

成田市農業協同組合
理事会 御中

みのり監査法人
東京都港区
指定社員 公認会計士 西橋久仁子
業務執行社員
指定社員 公認会計士 高戸満男
業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、成田市農業協同組合の令和4年1月1日から令和4年12月31日までの第58期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、部門別損益計算書並びに事業別の明細である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との

間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象

又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、成田市農業協同組合の令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの第 58 期事業年度の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たち監事は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの第58期事業年度の理事の職務の執行を監査しました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門、職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及びその他の職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本所・支所、事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び剰余金処分子案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

みのり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和 5年 2月 27日

成田市農業協同組合

代表 監 事
及び常勤監事

上 原 英 隆

監 事

清 宮 健

監 事

高 仲 晃

監 事

酒 井 康 博

監 事

野々宮 秀樹

(注) 監事野々宮秀樹は農協法第30条第14項に定める員外監事です。

部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	3,779,174	741,925	430,914	1,939,163	665,050	2,119	
事業費用②	2,200,649	123,772	21,524	1,528,931	505,351	21,069	
事業総利益③ (① - ②)	1,578,524	618,153	409,389	410,231	159,699	△18,950	
事業管理費④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑤')	1,508,968 (105,530) (1,051,783)	507,974 (18,849) (335,634)	305,683 (11,581) (235,935)	452,680 (59,498) (294,963)	152,633 (13,260) (105,710)	89,996 (2,340) (79,539)	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦')		171,699 (14,900) (91,804)	122,642 (10,642) (65,574)	81,761 (7,095) (43,716)	20,440 (1,773) (10,929)	12,264 (1,064) (6,557)	△408,809 (△35,476) (△218,581)
事業利益⑧ (③ - ④)	69,555	110,179	103,705	△42,448	7,065	△108,946	
事業外収益⑨	83,099	33,461	24,259	17,849	4,977	2,551	
※うち共通部分⑩		33,435	23,882	15,921	3,980	2,388	△79,609
事業外費用⑪	1,266	506	361	241	119	36	
※うち共通部分⑫		506	361	241	60	36	△1,206
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	151,389	143,134	127,603	△24,841	11,923	△106,431	
特別利益⑭	78,668	33,040	23,600	15,733	3,933	2,360	
※うち共通部分⑮		33,040	23,600	15,733	3,933	2,360	△78,668
特別損失⑯	3,499	1,469	1,049	699	174	104	
※うち共通部分⑰		1,469	1,049	699	174	104	△3,499
税引前当期利益⑱ (⑬ + ⑭ - ⑯)	226,558	174,706	150,154	△9,807	15,681	△104,176	
営農指導事業分配額⑲		32,294	11,459	52,088	8,334	△104,176	
営農指導事業分配後 税引前当期利益⑳ (⑱ - ⑲)	226,558	142,411	138,695	△61,895	7,347		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

1. 共通管理費及び営農事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費

$$\frac{\text{業務人数の割合} + \text{事業損益の割合}}{2}$$

(2) 営農指導事業

営農指導による各事業の影響度合いを配賦割合とした。

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	42	30	20	5	3	100
営農指導事業	31	11	50	8		100

事業別の明細

1. 信用事業

① 貯金

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
当 座 性 貯 金	42,564,804
定 期 貯 金	48,169,614
定 期 積 金	464,639
合 計	91,199,058

② 貸出金

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
手 形 貸 付 金	9,830
証 書 貸 付 金	24,521,014
当 座 貸 越	86,889
金 融 機 関 貸 付	751,000
合 計	25,368,734

③ 預金

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
系 統 預 金	54,022,705
系 統 外 預 金	53,879
合 計	54,076,585

④ 有価証券

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
国 債	460,800
地 方 債	200,990
政 府 保 証 債	362,280
金 融 債	-
社 債	8,788,370
受 益 証 券	-
合 計	9,812,440

2. 共済事業

① 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類	件 数	当期末残高
生 命 系	終 身 共 済	47,971,761
	定 期 生 命 共 済	1,051,000
	養 老 生 命 共 済	18,380,339
	こ ども 共 済	9,701,400
	医 療 共 済	20,038,850
	が ん 共 済	96,000
	定 期 医 療 共 済	1,359,600
	介 護 共 済	1,638,569
	認 知 症 共 済	0
	生 活 障 害 共 済	118
	特 定 重 度 疾 病 共 済	313
	年 金 共 済	92,000
建 物 系	建 物 更 生 共 済	187,066,415
合 計	29,660	277,694,535

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む、死亡保障を伴わない共済を記載するときの金額欄は斜線。))を記載しています。

② 医療系共済の共済金額保有高 (単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額
医 療 共 済	4,220	17,762 170,264
が ん 共 済	1,508	10,111
定 期 医 療 共 済	358	1,804
合 計	6,086	29,677 170,264

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

③ 介護系その他の共済の共済金額保有高 (単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額
介 護 共 済	695	2,323,820
認 知 症 共 済	49	106,500
生活障害共済(一時金型)	64	489,700
生活障害共済(定期年金型)	54	63,400
特 定 重 度 疾 病 共 済	313	486,500

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

④ 年金共済の年金保有高 (単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額
年 金 開 始 前	2,512	1,801,196
年 金 開 始 後	792	516,068
合 計	3,304	2,317,264

(注)「金額」欄は、年金年額について記載しています。

⑤ 短期共済新契約高 (単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	293	3,657,320	3,331
自 動 車 共 済	5,581		261,106
傷 害 共 済	2,340	9,357,500	1,244
団 体 定 期 生 命 共 済	-	-	-
定 額 定 期 生 命 共 済	1	2,000	24
賠 償 責 任 共 済	91		255
自 賠 責 共 済	1,783		33,384
合 計	10,089		299,347

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. 購買事業

買取購買品

(単位：千円)

品 目		当 期 供 給 高	
生産資材	肥 料	169,966	
	農 薬	154,042	
	飼 料	6,133	
	農 業 機 械	229,322	
	自 動 車(除く二輪)	16,847	
	燃 料	442,186	
	そ の 他	109,171	
小 計		1,127,671	
生活物資	食 品	米	717
		そ の 他 食 品	17,138
	L P ガ ス	96,852	
	そ の 他	86,357	
	小 計		201,065
合 計		1,328,736	

(注) 当期供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

4. 販売事業

① 受託販売品

(単位：千円)

品 目	当 期 取 扱 高
米	5,848
麦 ・ 豆 ・ 雑 穀	4,551
野 菜	371,211
果 実	89,979
産 直	50,791
合 計	522,382

② 買取販売品

(単位：千円)

種 類	当 期 販 売 高
米	743,447
産 直	29,210
加 工 販 売	504,981
合 計	1,277,639

5. 保管事業

(単位：千円)

科 目		当 年 度 末
収 益	保 管 料	7,543
	計	7,543
費 用	労 務 費	732
	保 全 管 理 費	978
	車 両 ・ 燃 料	1,124
	そ の 他 費 用	172
	計	3,007
差 引		4,535

6. 宅地等供給事業

(単位：千円)

科 目		当 年 度 末
収	供 給 手 数 料	2,041
	アパート入居斡旋料	5,830
	アパート管理手数料	11,101
益	雑 収 入	3,134
	計	22,108
費	アパート入居斡旋料	1,994
	アパート管理費用	670
	そ の 他 の 費 用	2,270
	計	4,934
差 引		17,174

7. 福祉事業

(単位：千円)

科 目		当 年 度 末	
収	福祉収益	福 祉 受 託 料	1,511
		高齢者生活支援事業収益	48
		福 祉 雑 収 入	891
	計	2,451	
益	介護保険 事業収益	訪 問 介 護 収 益	-
		通 所 介 護 収 益	53,111
		居 宅 介 護 支 援 収 益	15,622
	計	68,733	
計		71,185	
費	福祉費用	労 務 費	18,163
		材 料 費	2,117
		車 両 ・ 燃 料 費	1,351
	そ の 他	1,240	
計		22,873	
差 引		48,311	

8. 指導事業

(単位：千円)

科 目		当 年 度 末
収	実 費 収 入	1,264
	指 導 補 助 金	855
	計	2,119
費	営 農 改 善 費	1,225
	組 織 対 策 費	8,228
	農 政 対 策 費	2,838
	教 育 情 報 費	6,379
	生 活 改 善 費	1,155
	業 務 相 談 費	572
	そ の 他 費 用	669
計	21,069	
差 引		△18,950

基本方針

世界の食料事情は、気候変動による異常気象や人口増加のリスクに加え、ウクライナ侵攻が新たな危機として発生しています。食料を囲い込む動きは各国に広がり、肥料や飼料を含めた大部分を輸入に頼る日本では「食料安全保障」への重要性が高まっています。

これを受けて、農水省は一昨年5月に「みどりの食料システム戦略」を打ち出し、昨年は「食料・農業・農村基本法」の見直し作業に着手しました。政府にあっては昨年末に「食料安全保障強化政策大綱」を新たに策定するなど、日本国内の食料確保に向けた取り組みが活発化しています。

このことから、国内農業への期待は一層高まることが予測されます。しかしながら、現状は農業従事者の高齢化や後継者不足等依然として厳しい状況が続いています。

これらを受けて、令和5年度の事業活動については第12次3か年地域農業振興計画に掲げる「持続可能な食料・農業基盤の確立」や「自己改革の実践を支える経営基盤の強化」等の5項目を活動の基軸とします。

特に農業基盤の確立では、自己改革のひとつでもある「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」について、生産資材価格の負担軽減と販売価格の適正化の両面から取り組んでまいります。

また、経営基盤の強化に向けては、早期警戒制度への適切な対応を中心として財務内容の健全性維持を重要課題とします。

関連して、支所・事業所の再編や組織機構の見直し、遊休資産の処分、老朽施設の環境整備、更には人材育成にも取り組んでまいります。

平成28年に発覚し、皆さまには大変なご迷惑をおかけした不祥事から6年が経過しました。社会的な信用の重要性を改めて意識統一し、同じ事態が二度と生じないようにコンプライアンス態勢の充実強化には引き続き全力で取り組んでまいります。

本年度も、組合員みなさまの負託に応えるためにJA成田市ならではの「総合力」を発揮し、役職員一体となって活動を展開してまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

協同の力で農業と地域を豊かに
地域に密着した事業活動
愛され、親しまれ、信頼されるJA

指 導 事 業

基本方針

JA成田市管内の農業は、高齢化と後継者不足に加え、離農等による耕作放棄地を増加させない事が課題となっています。第12次3か年地域農業振興計画の2年度となりますが計画達成に向けて取り組んでまいります。関係機関と一体となって組合員の所得向上と経営安定に取り組めます。

(単位：千円)

	項目	実 施 内 容	事業費支出計画	
			前年実績	本年計画
事業計画	営農改善	組合員の所得向上を目指し、安全で安心な農産物の生産と販売体制を確立し、農業経営の安定に取り組めます。(公財)成田市農業センターと連携し、農地の利用集積・流動化を進めます。担い手の育成・営農指導等、組合員への提案活動に取り組めます。	1,225	2,390
	生活文化	組合員、利用者の健康増進のため、生活習慣病を中心とした各種疾病の予防・早期発見に向けて、自らが「自分の健康は自分で守る」意識の高揚を図ることを目的に、集団健康診断・巡回人間ドックの受診を促進します。また、高齢者介護について、一人ひとりの多様なニーズや住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護サービスの充実を図ります。さらに、地場産の大豆を利用した無添加のこだわり味噌を女性部と連携して醸造し、地域へ提供してまいります。さらに文化活動の一環として家の光普及推進に取り組めます。	1,157	2,550
	組織強化	支部組織、生産組織、青壮年部、女性部とJA事業との結びつきの充実強化を図り、後継者対策に取り組めます。	8,227	9,192
	農政対策	地域農業振興や新たな米政策への取り組みと、系統組織の行う農政活動に積極的に参加します。また行政及び関係機関との連携を強化し、地域の発展に取り組むとともに食育・米消費拡大運動に取り組めます。	2,837	2,925
	教育情報	広報(みのり)を毎月発行し、地域内農業の動向・農政活動の情報を提供し、組合員との意思疎通に努め、JAの正しい理解を進めるほか、ホームページの活用による情報開示に取り組めます。	6,382	8,237
	都市化対策・相談業務	市街化農地所有の組合員に対する税務、相続等の相談業務の実施、土地利用に関する情報の提供により有効な資産運用に取り組めます。	572	900
		そ の 他	669	710
	合 計		21,069	26,904

販 売 事 業

1. 米 穀

基本方針

インボイス制度が10月から開始となる等、価格設定に際しては特に市場動向を注視しながら進めてまいります。又、JA系統機関と連携し有利販売に取り組めます。

重点実施事項

- ①契約米（主食用米）、加工用米、飼料用米を含め集荷目標107,000俵に取り組めます。
- ②主食用米の価格安定の為、非主食用米の推進強化に取り組めます。
- ③生産者の所得向上に取り組めます。
- ④千葉県及び成田市農業再生協議会が実施する米政策を推進します。
- ⑤米トレーサビリティ法に基づく体制の充実に取り組めます。

2. 園 芸

基本方針

畑作では、担い手・後継者不足により生産量が減少して、販売競争力が低下傾向にあり市場を中心とした販売は厳しい状況になりつつあります。園芸センターの機能をフル活用し、甘藷を中心とした基幹品目の労力軽減・経費削減対策に取り組むとともに、有利販売が見込める新規品目への作付提案、地場産品の高付加価値生産と系統外販路拡大に取り組む、生産者の所得向上を目指します。

重点実施事項

- ①生産者の所得向上と労力軽減対策に取り組めます。
- ②販売方法の多角化（系統外販売）に取り組めます。
- ③新たな品目・品種導入に向けた試作支援に取り組めます。
- ④直売所（宝田・酒々井）間の連携による販売強化、PRに取り組めます。
- ⑤各関係機関と連携し、成田栗作付面積拡大、品質向上対策に取り組めます。

3. 加工販売

基本方針

生産者の労働力軽減・出荷経費の削減をし、所得向上に取り組みます。

加工場で使用する野菜は、地場で調達できるよう原料確保に取り組み、新鮮で安全・安心な野菜を実需者に供給してまいります。

JA成田市のブランド品「甘芋ん」「甘芋ん+」の製造と販売の拡大に取り組みます。

重点実施事項

【加工販売】

職員が一丸となり、HACCP*（ハサップ）システムの更なる体制整備と衛生管理を徹底し、安全・安心な商品の提供に取り組みます。

【特 需】

- ①成田ブランド品「甘芋ん」「甘芋ん+」「鉄砲漬」の販売拡大に取り組みます。
- ②成田栗の製菓向け販売の拡大に取り組みます。
- ③安全運転に心がけ、正確かつ確実な配送に取り組みます。
- ④配送効率や収益性を踏まえた営業展開に取り組みます。

【加工場】

- ①地場産農産物を最大限に活用し、鮮度と地場利用率向上に取り組みます。
- ②干し芋「甘芋ん」・「甘芋ん+」の製造拡大と安定供給に取り組みます。
- ③効率性を考えた作業と技術の向上に取り組みます。
- ④学校給食を中心に地場の加工品の供給拡大に取り組みます。
- ⑤安全衛生委員会が中心となり衛生管理の徹底と事故防止に取り組みます。

【精米場】

- ①取扱量の拡大、品質・歩留率の向上に取り組みます。
- ②異物混入と事故防止に取り組みます。

販売品取扱高

(単位：千円)

品 目	本 年 度 計 画	
	数 量 (俵)	取 扱 高
米	107,000	731,500
麦 ・ 雑 穀	—	3,200
青 果 物	—	587,425
産 直	—	80,820
加 工 販 売	—	520,820
合 計	107,000	1,923,765

※HACCP：Hazard（危害）、Analysis（分析）Critical（重要）Control（管理）、Point（点）の略。食品中の危害要因に対して健康を損なわない程度にまで確実に減少・除去するためにHA（危害要因分析）に基づき、特に重要な製造・加工工程を管理する事。

購 買 事 業

1. 一般購買

基本方針

生産資材が、高騰している中、組合員・地域利用者のニーズを把握し、「JAの機能、役割が評価され、利用される為にはどうすべきか」を基本とし、事業活動に取り組みます。

そのために、組合員・利用者個々の声を大切にし、頼られる地域密着型の事業展開に取り組みます。

重点実施事項

(1) 生産購買

- ①地域農業の担い手に対応するために営農指導課・園芸課（TAC）と連携し、出向く体制を強化します。
- ②生産資材の銘柄集約、早期仕入により、安価な供給価格を実現するように取り組みます。
- ③在庫の適正化を進め、コスト軽減に取り組みます。

(2) 生活購買

- ①組合員及び地域利用者のニーズにあった取扱品目の拡大に取り組みます。
- ②環境や自然エネルギーを活用した商品の紹介と普及に取り組みます。

2. 農業機械事業所

基本方針

農業従事者が減少しているにもかかわらず、農作業死亡事故の件数は減少の兆しが見えない状況です。展示会等で農作業事故ゼロ運動を開催し、農作業安全に取り組みます。

組合員の所得向上、農業生産の拡大、営農経営に合わせた農業機械の提案に取り組みます。さらなる技術向上、敏速な修理対応に努め、農閑期中に点検整備を行い使用時の故障、事故の軽減に取り組みます。

重点実施事項

(1) 農業機械

- ①成田市農協MC安全指導連絡協議会・全農・成田市農業センターと連携し、安全使用講習会等を開催し、事故防止に取り組みます。
- ②低価格モデル農機の提案を行い、組合員の所得向上に取り組みます。
- ③中小農機・インプリアタッチの使用時期前に展示会・実演会を行い、組合員の労力軽減・作業時間の短縮に取り組みます。
- ④組合員利用者の、顧客満足度を高める活動に取り組みます。
- ⑤農業機械事業に必要な、資格取得に全職員で取り組みます。

(2) 修理・整備

- ①研修会・講習会に積極的に参加し、技術力の向上に取り組みます。
- ②出向く体制を強化し、敏速な修理対応に取り組みます。
- ③事前整備、トラクターの無償点検を行い、繁忙期の修理軽減に取り組みます。

3. 燃料事業所

基本方針

石油製品の価格高騰という厳しい環境の中、燃料販売を中心に利用者の暮らしと営農のお役に立てるよう職員一同取り組みます。LPG事業については、保安点検を中心に、安全なガス器具の推進や、新規利用者の獲得、使用量の拡大に取り組みます。

石油事業・ガス事業について、法令遵守を念頭に安定供給・安全保持による組合員や利用者に信頼される事業所づくりに取り組みます。

重点実施事項

- ①正組合員・准組合員の利用率向上に取り組みます。
- ②研修によるスタッフの資質向上に取り組みます。
- ③燃料油・油外商品の取扱拡大キャンペーンを実施します。
- ④農業用・暖房用の燃料油取扱拡大及び、配送の効率化に取り組みます。
- ⑤LPガス取引契約者への保全対策及び呼び戻しの実施に取り組みます。
- ⑥法令遵守を第一に消費・供給設備改善の完全実施に取り組みます。
- ⑦給湯器等・ガス器具の更新、新規需要への積極的な普及促進に取り組みます。
- ⑧事故防止対策（保安点検・埋設管漏洩検知機・CO中毒等）に取り組みます。

購買品供給高

(単位：千円)

分類	項目	前年度供給高	本年度計画		供給高 前年対比%
			供給高	手数料	
一般 購 買	飼料	6,133	3,907	469	63.7%
	肥料	169,966	208,616	33,378	122.7%
	農薬	154,042	167,606	25,979	108.8%
	生産資材	109,171	105,380	12,329	96.5%
	食品	17,138	17,330	3,414	101.1%
	家財	31,576	34,900	3,490	110.5%
	米	717	960	240	133.8%
	その他	54,780	47,062	5,177	85.9%
	計	543,528	585,761	84,476	107.7%
農業機械事業所	239,590	266,500	47,610	111.2%	
燃料事業所	545,618	547,940	99,260	100.4%	
合計	1,328,736	1,400,201	231,346	105.3%	

前年度末、本年度計画の供給高・手数料は総額で記載しており、総合収支計画における金額とは一致しません。

資産管理事業

基本方針

組合員の皆様の大切な資産を守るため、土地活用、節税対策等の情報提供や相談業務に積極的に取り組みます。

重点実施事項

- ①土地有効活用相談（全農施主代行方式等）を実施します。
- ②税務・法律相談を実施します。
- ③戸建住宅見学会（モデルハウス等）を実施します。
- ④賃貸管理業務の充実に取り組みます。

事業目標

資産管理事業収入 35,400千円

福祉事業

基本方針

利用者に元気と安心のできる支援を継続的に行なえるようサービスの質的向上を図り、日常生活支援事業（自費サービス）の構築、更にJA内部や、他の関係事業所、地域包括支援センター・行政との関係づくりに取り組みます。

重点実施事項

- ①組合員及び地域へのJA介護事業の周知徹底に取り組みます。
- ②行政をはじめ他事業所との関係づくりに取り組みます
- ③各種研修への参加を継続し、職員の接遇・コンプライアンス遵守や医療知識・介護面の対応力の向上を図り意欲を高めます。
- ④介護員の処遇改善の確保のため、各種加算の取得を更に努め、体制づくりに取り組みます。

事業目標

福祉事業収入 74,476千円

信用事業

基本方針

揺るぎない経営基盤を確立のうえ、組合員・利用者に対し「サービスの提供を変える」「接し方を変える」「収益の柱を変える」ことを継続し、更なる環境変化への対応としてJAの強みである「総合事業」を最大限に活かした価値の提供をします。

また、持続可能な収益構造を構築することで、組合員と地域から一層必要とされる存在を目指し「農業」と「地域の暮らし」に貢献し、その発展の実現に取り組みます。

重点実施事項

- ① 農業者との関係性をより強固なものとするため、経営に入り込んだニーズの把握、金融・非金融における問題解決方法の提供により、農業・地域の成長を支援します。
- ② 金融仲介機能を通じた農業・地域における存在感を発揮し、貸出を強化します。
- ③ 利用者のニーズ・ライフプランを踏まえた提案・コンサルティング営業を実践します。
- ④ 人員配置・業務分担の見直しにより相談業務を強化し、組合員・利用者との接点を再構築します。
- ⑤ 専門人材育成のため、「JAバンク千葉金融マスター制度^{※1}」の資格認定者を増員し、ライフプランサポートを強化します。

令和5年度目標

貯 金：917 億円

貸出金：257 億円

資格取得状況

資格名称		取得人数	資格名称		取得人数
JAバンク ^{※1} 千葉金融マスター制度	マスター	27名	証券外務員	1種	35名
	ベーシック	20名		2種	79名
ファイナンシャルプランニング技能士 ^{※2}	1級	1名		内部管理責任者	59名
	2級	35名	個人情報取扱主任者	45名	
	3級	71名	宅地建物取引士	7名	

※1 JAバンク千葉金融マスター制度

JAバンク千葉では金融業務のプロとして、「組合員・利用者接点の再構築」、「ライフプランサポートの実践」、「貸出の強化」に取り組む専門人材の育成が不可欠であることから、本要領を設置し「他業態と差別化した価値を提供しつつ、持続可能な収益構造を構築することで、農業・地域から一層必要とされる存在」となることを目指し、専門人材の育成強化を図るもの。

※2 ファイナンシャルプランニング技能士（FP技能士）

国家資格である技能検定制度の1つ。顧客の資産に応じた貯蓄・投資等のプランの立案・相談（ファイナンシャルプランニング）技能を認定する資格。（一社）金融財政事情研究会およびNPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会が指定試験機関として試験（学科及び実技）を行っている。

共 済 事 業

基本方針

組合員・利用者に「寄り添い」、包括的な安心を「届け」、農業・地域社会とより広く・より深く「繋がっていく」ことで、『組合員・利用者一人ひとりに寄り添った安心と満足の提供』ならびに『持続可能なJA経営基盤の確立・強化』の実現を目指し取組みます。

そのためには、組合員・利用者をはじめとする契約者一人ひとりとの接点を確保することが重要であり、3Q^{※1}活動を基軸とした万全の保障・サービスの提供を通じて、利用者満足度の向上に取り組んでいくことが求められます。

令和5年度は、対面と非対面が融合した効果的な3Q活動により、新仕組みのご案内を中心とした「万一保障推進力の強化」に取り組む、組合員・利用者への「ひと・いえ・くるま・農業」のバランスの取れた総合保障を提供していきます。

重点実施事項

- ①Lablet's^{※2}を活用した3Q訪問による加入内容説明強化に取り組めます。
- ②「ひと・いえ・くるま・農業」の保障点検活動強化に取り組めます。
- ③事業基盤の拡充に向けた次世代・次々世代層との接点強化に取り組めます。
- ④スマイルサポーターの確立に取り組めます。
- ⑤共済契約事務保全活動強化に取り組めます。
- ⑥共栄火災商品の販売強化に向け取り組めます。
- ⑦自動車損害調査サービス活動強化に取り組めます。
- ⑧コンプライアンス態勢を徹底します。

事業目標

1. 新契約目標

長期共済	218億2,000万円
年金共済	1億5,000万円
自動車共済	5,600台
自賠償共済	1,870台

2. 保有契約高目標

長期共済	2,791億9,452万円
年金共済	23億6,726万円

3. 純増目標

長期共済	15億円
年金共済	5,000万円

※1 3Q：Q1. 皆さまにおかわりがないかのご確認、Q2. ご契約いただいている保障内容のご確認、Q3. ご家族の皆さまの保障内容のご確認の略を言います。

※2 Lablet's：共済専用タブレット端末を言います。

JA成田市自己改革工程表

JA成田市は、2016年より組合員との徹底した対話に基づいて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。

具体的には、肥料価格水準の引き下げのため、化学肥料の集約銘柄肥料の推進や、水稻農薬の大型規格化による経費節減に取り組んだほか、特産品の直売所や量販店による販売強化、販路拡大などの取り組みをすすめてきました。

この結果、2018年に実施した「JAの自己改革に関する組合員調査」等において、多くの正組合員からは、一定の評価と自己改革への一層の期待を、また多くの准組合員からは、総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことができました。

今後とも、JA成田市は、地域になくってはならないJAであり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

自己改革を実践するための具体的な方針【下線項目はKPI設定】

- 1 訪問活動などを通じた「担い手との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。
- 2 「農業者の売上増加・コスト低減」につながる担い手目線での必要な取り組みについて、目標及び実践具体策の策定等とあわせて実践し、改革の目的である「所得増大」を実現するほか、「地域の活性化」にも取り組みます。
 - 必要とする全ての農業者を対象として、次のことに取り組みます。
 - ア. コンテナ出荷の拡大、イ. 段ボール・運賃等のコスト削減
 - ウ. 市場出荷出来ない製品の買取と6次産業化
 - エ. 有利販売に向けた作付け提案（飼料用米等）
 - 「地域の活性化」に向けては、次のことに取り組みます。
 - ア. 新規組合員加入キャンペーンによる農業振興の応援団の拡大、各種イベント開催
 - イ. 高齢者支援事業
- 3 改革の取り組みと成果について対話等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることで、PDCAサイクルを回し、不断の自己改革を着実に実践します。

自己改革の実践に向けた組合員の意思反映

自己改革の実践にあたっては、改革の評価の把握に向けた正組合員との対話や地区別説明会のみならず、地域に根ざしたJAを目指して各事業を利用していただいている准組合員の方々からいろいろな声を聴くことで、正組合員と准組合員が一体となったJA運営を実現します。そして、組合員の評価を踏まえながら必要な見直しを行います。

また、農業振興の応援団でもある准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者の所得増大」につながるよう取り組みます。

自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取り組みについて

管内の人口動向は減少傾向にあり、少子高齢化も進展しております。農業経営体は5年前と比較すると全体として2割程度減少していますが、法人経営は2割程増加しています。そして、JA成田市の販売品販売高は、12億円前後で推移している状況です。

こうした情勢のなか、JA成田市として現状のまま事業改革を進めなかった場合の今後5年間の成行きについてシミュレーションを行ったところ、5年後事業利益が赤字に転じる見通しとなりました。赤字の大きな要因は、信用事業における農林中央金庫からの奨励金や債券利息の減少によるところです。

それぞれの事業において自己改革を実践し、事業伸長や効率的な施設運営を通じた費用削減により黒字化させ、健全で持続性のある経営を維持することが緊急の課題となっています。

J A成田市自己改革工程表（数値編）

重点目標

成果指標・目標値（KPI）

農業者の所得増大・農業生産の拡大

コンテナ出荷の拡大による労働力削減			令和4年度		令和5年度	令和6年度
対象者：甘藷出荷生産者	想定	労働力削減効果	目標	実績	目標	目標
令和6年度	200 t	40,000円/t	100 t	105 t	200 t	200 t
フレコン出荷の拡大による労働力削減			令和4年度		令和5年度	令和6年度
対象者：米生産者	想定	労働力削減効果	目標	実績	目標	目標
令和6年度	4,400 t	2,000円/t	4,200t	4,480 t	4,300t	4,400t

地域の活性化		令和4年度		令和5年度	令和6年度
農業振興の応援団の拡大		目標	実績	目標	目標
令和6年度	180人	160人	128人	170人	180人

（食べて応援、作って応援、働いて応援の実施人数）

経営基盤の確立・強化		令和4年度		令和5年度	令和6年度
渉外活動の強化		目標	実績	目標	目標
令和6年度	TACの業務戦略	生産資材4.5億円 集荷数量106,000俵	4.2億円 106,725俵	生産資材4.5億円 集荷数量107,000俵	生産資材4.5億円 集荷数量107,000俵
	MAの業務戦略	融資8億円	4億円	融資10億円	融資10億円
	LAの業務戦略	長期207億9000万円 年金1億4000万円	191.1億円 1.9億円	長期204億0000万円 年金1億5000万円	長期204億0000万円 年金1億5000万円
総合窓口人材化(信用・共済)による利便性向上と効率性向上		目標	実績	目標	目標
令和6年度	5支所店舗効率化	事業管理費 155,759万円	事業管理費 151,711万円	事業管理費 155,721万円	事業管理費 154,858万円

対話・意思反映

項目	令和4年度計画	令和4年度実績	令和5計画
地区別説明会（出席人数）	600人	284人	600人
みのり（月刊誌）手配り（情報収集人数）	60,720軒、250人	50,124軒、86人	60,720軒、250人
総代会（出席人数）	400人	22人（書面議決435人）	400人
支部活動	140人	169人	140人
産直・各種利用者アンケート	200人	1,253人	200人
青壮年部・女性部対話集会	30人	10人	25人

総合財務計画

(単位：千円・%)

科目	項目	前年度末 実績	本年度末 計画	前年度 対比	科目	項目	前年度末 実績	本年度末 計画	前年度 対比
金融事業	現金	543,464	558,509	102.7	金融事業	貯金	91,199,058	91,720,477	100.5
	預金	54,076,585	53,999,427	99.8		借入金	-	-	-
	有価証券	9,812,440	10,800,000	110.0		信用雑負債	506,480	522,152	103.0
	貸出金	25,368,734	25,705,632	101.3		共済事業負債	336,116	389,000	115.7
	その他信用事業資産	302,394	272,990	90.2		金融負債計	92,041,655	92,631,629	100.6
	共済事業資産	7,885	8,600	109.0		経済事業	経済未払金	199,527	153,300
金融資産計	90,111,504	91,345,158	101.3	経済事業	受託債務	280	200	71.4	
経済事業	経済未収金	191,960	178,350	92.9	経済事業	その他負債	19,101	10,546	55.2
	受託債権	444	350	78.8	経済負債計	218,909	164,046	74.9	
	棚卸資産	573,808	574,450	100.1	設備借入金	136,400	102,300	75.0	
	その他経済資産	27,320	24,106	88.2	雑負債	257,937	296,282	114.8	
	経済資産計	793,534	777,256	97.9	諸引当金他	83,248	78,236	93.9	
	雑資産	172,343	142,575	82.7	繰延税金負債	-	-	-	
固定資産	固定資産	4,741,295	4,631,399	97.6	土地再評価に係る繰延税金負債	158,252	134,257	84.8	
	減価償却累計額	△2,523,488	△2,588,548	102.5	負債合計	92,896,404	93,406,750	100.5	
	固定資産計	2,217,807	2,042,851	92.1	純資産	出資金	1,020,133	1,020,133	100.0
外部出資	4,634,211	4,634,211	100.0	純資産	利益剰余金	4,320,629	4,710,100	109.0	
繰延税金資産	206,132	103,302	50.1	純資産	処分未済持分	△9,874	△6,200	62.7	
土地再評価に係る繰延税金資産	-	-	-	純資産	その他有価証券評価差額金	△427,286	△358,203	83.8	
資産合計	98,135,533	99,045,353	100.9	純資産	土地再評価差額金	335,527	272,773	81.2	
				純資産合計	5,239,129	5,638,603	107.6		
				負債・純資産合計	98,135,533	99,045,353	100.9		

総合収支計画

(単位：千円・%)

科目	項目	前年度実績 (A)	本年度末計画 (B)	本年度末計画 対前年度実績 (B/A)%
信用事業収益	資金運用収益	654,553	641,944	98.0
	(うち預金利息)	(280,041)	(272,306)	(97.2)
	(うち有価証券利息)	(75,710)	(84,847)	(112.0)
	(うち貸出金利息)	(268,624)	(281,591)	(104.8)
	(うちその他受入利息)	(30,176)	(3,200)	(10.6)
	役員取引等収益	22,804	22,754	99.7
	その他事業直接収益	56,536	-	-
	その経常収益	8,031	17,816	221.8
	小計	741,925	682,514	91.9
	信用事業費用	資金調達費用	25,980	6,727
(うち貯金利息)		(21,341)	(2,340)	(10.9)
(うち給付補填備金繰入)		(38)	(120)	(315.7)
(うちその他支払利息)		(4,600)	(4,267)	(92.7)
役員取引等費用		6,704	6,088	90.8
その他事業直接費用		32,190	-	-
その他経常費用		58,897	65,234	110.7
小計		123,772	78,049	63.0
信用事業総利益		618,153	604,465	97.7
共済事業収益		共済付加収入	402,816	409,210
	共済貸付利息	-	-	-
	その他の収益	28,098	34,000	121.0
	小計	430,914	443,210	102.8
共済事業費用	共済借入金利息	-	-	-
	共済推進費	15,556	14,000	89.9
	共済保全費	2,103	2,550	121.2
	その他の費用	3,864	4,500	116.4
	小計	21,524	21,050	97.7
共済事業総利益	409,389	422,160	103.1	
購買事業収益	購買品供給高	1,024,942	1,081,232	105.4
	購買手数料	65,751	69,015	104.9
	その他の収益	45,455	52,050	114.5
	小計	1,136,149	1,202,297	105.8
購買事業費用	購買品供給原価	874,667	922,144	105.4
	その他の費用	32,162	34,885	108.4
	小計	906,830	957,029	105.5
購買事業総利益	229,318	245,268	106.9	
販売事業収益	販売品販売高	1,277,639	1,236,450	96.7
	販売手数料	13,861	14,818	106.9
	検査手数料	5,149	5,074	98.5
	その他の収益	57,797	51,335	88.8
	小計	1,354,447	1,307,677	96.5

科目	項目	前年度実績 (A)	本年度末計画 (B)	本年度末計画 対前年度実績 (B/A)%
販売事業費用	販売品販売原価	982,927	944,562	96.0
	その他の費用	113,563	127,470	112.2
	小計	1,096,491	1,072,032	97.7
販売事業総利益	257,956	235,645	91.3	
保管事業収益	7,543	10,000	132.5	
保管事業費用	3,007	2,407	80.0	
保管事業総利益	4,535	7,593	167.4	
宅地等供給事業収益	22,108	35,400	160.1	
宅地等供給事業費用	4,934	5,610	113.7	
宅地等供給事業総利益	17,174	29,790	173.4	
福祉事業収益	71,185	74,476	104.6	
福祉事業費用	22,873	22,072	96.4	
福祉事業総利益	48,311	52,404	108.4	
その他事業収益	14,901	14,500	97.3	
その他事業費用	2,266	2,200	97.0	
その他事業総利益	12,635	12,300	97.3	
指導事業収入	2,119	2,612	123.2	
指導事業支出	21,069	26,904	127.6	
指導事業収支差額	△ 18,950	△ 24,292	128.1	
事業総利益	1,578,524	1,585,333	100.4	
事業管理費	人件費	1,051,783	1,080,413	102.7
	業務費	132,235	147,279	111.3
	諸税負担金	70,050	67,276	96.0
	施設費	251,577	252,553	100.3
	雑費	3,321	2,904	87.4
計	1,508,968	1,550,425	102.7	
事業利益	69,555	34,908	50.1	
事業外	収益	83,099	73,450	88.3
	費用	1,266	894	70.6
	計	81,833	72,556	88.6
経常利益	151,389	107,464	70.9	
特別	利益	78,668	444,471	564.9
	損失	3,499	4,000	114.3
計	75,169	440,471	585.9	
税引前当期利益	226,558	547,935	241.8	
法人税・住民税及び事業税	29,473	169,935	481.1	
法人税等還付税額	-	-	-	
法人税等調整額	△ 1,024	-	-	
当期剰余金	198,110	378,000	190.8	

下記理事の10氏は、本総代会の終了時をもって退任されます。それぞれ在任期間中の労に報いるため、当組合における「役員退任給与支給内規」に基づき総額331万円の範囲内で役員退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給の時期、方法等については、理事会にご一任願いたいと存じます。退任理事各氏の略歴は次のとおりです。

氏 名	略 歴
高 石 繁 男	平成29年3月 非常勤理事 令和5年3月 退任
佐 瀬 弘 一	平成29年3月 非常勤理事 令和5年3月 退任
久 米 健	令和2年3月 非常勤理事 令和5年3月 退任
神 寄 諭	令和2年3月 非常勤理事 令和5年3月 退任
河 野 正 市	令和2年3月 非常勤理事 令和5年3月 退任
伊 藤 市 雄	令和2年3月 非常勤理事 令和5年3月 退任
篠 田 貞 夫	平成29年3月 非常勤理事 令和5年3月 退任
吉 川 弘	平成23年3月 非常勤理事 令和5年3月 退任
石 渡 潤 一	平成20年3月 非常勤理事 令和5年3月 退任
斉 藤 孝 壹	平成23年3月 非常勤理事 令和5年3月 退任

下記監事の4氏は、本総代会の終了時をもって退任されます。それぞれ在任期間中の労に報いるため、当組合における「役員退任給与支給内規」に基づき総額580万円の範囲内で役員退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給の時期、方法等については、監事会にご一任願いたいと存じます。退任監事各氏の略歴は次のとおりです。

氏名	略歴
上原 英 隆	平成26年3月 JA成田市非常勤監事 平成27年9月 JA成田市常勤監事 平成29年10月 JA成田市代表・常勤監事 令和5年3月 退任
清 宮 健	令和2年3月 非常勤監事 令和5年3月 退任
高 仲 晃	令和2年3月 非常勤監事 令和5年3月 退任
野々宮 秀 樹	平成26年3月 非常勤監事 令和5年3月 退任

第9号議案

役員 の 選 任 に つ い て

本総代会の終了時をもって理事及び監事全員が任期満了となります。つきましては、理事21名、監事5名の選任をお願いしたいと存じます。なお、監事の議案につきましては、監事の過半数の同意を得ております。理事及び監事候補者は次のとおりであります。

候補区分	氏名	略歴	所信	構成要件の表示
理事	ねもと まさひろ 根本 雅裕 (昭和29年3月13日)	昭和47年4月 就農 令和2年3月 JA成田市非常勤理事 現在に至る	成田市農協発展の為に何が出来るか、何をすべきか考えて見たい。	認定農業者
理事	くどう けんじ 工藤 健樹 (昭和36年8月7日)	令和4年3月 JA成田市退職 令和4年7月 全農ちば営農技術センター 現在に至る	私が理事になりましたら、今までの経験を活かし、精一杯務める所存です。宜しくお願い致します。	実践的能力者
理事	はたや きみお 幡谷 公生 (昭和28年9月23日)	平成26年3月 酒々井町役場退職 平成29年3月 JA成田市非常勤理事 令和2年3月 JA成田市専務理事 現在に至る	組合員及び利用者の質的向上と地域の皆様から信頼されるJA成田市として発展するよう覚悟をもって業務に取り組みます。	実践的能力者
理事	たかつ かずひこ 高津 和彦 (昭和32年10月2日)	昭和50年4月 就農 令和2年3月 JA成田市非常勤理事 現在に至る	一期目の経験を踏まえて更に成田市の農業の発展の為に一生懸命努力して参ります。	認定農業者
理事	おおの かつや 大野 勝也 (昭和35年3月29日)	令和2年3月 成田市消防本部退職 令和3年8月 成田赤十字病院 現在に至る	JA成田市の事業運営を理解し、目標達成のため努力してまいる所存です。	実践的能力者
理事	なるげ ゆきお 成毛 幸夫 (昭和31年9月3日)	平成25年4月 根本名川土地改良区十日工区長 令和2年3月 JA成田市非常勤理事 現在に至る	JA成田市の発展と組合員の安定した食生活向上に向け、前期以上努力します。	認定農業者
理事	いしい としかず 石井 寿和 (昭和33年2月1日)	平成30年2月 JA成田市退職 平成30年3月 JA成田市嘱託勤務 現在に至る	JA成田市の質的向上を目指し組合員に更なる協力を得られる様に努力していきたい。	実践的能力者
理事	いそめ まきよし 居初 正芳 (昭和30年1月11日)	平成8年4月 周栄コンサルタント株式会社取締役 平成29年3月 JA成田市非常勤理事 現在に至る	成田市農業協同組合のあるべき姿を想像し、組合員のために奉仕します。	実践的能力者
理事	よしおか まさる 吉岡 優 (昭和46年10月26日)	令和2年3月 (株)クレックス退職 令和2年4月 就農 現在に至る	JA成田市と組合員のために少しでもお役に立てるよう、精一杯努めてまいります。	実践的能力者
理事	くりはら ひろゆき 栗原 廣行 (昭和30年12月25日)	平成28年3月 全国共済農業協同組合連合会退職 平成29年3月 JA成田市常務理事 令和2年3月 JA成田市代表理事組合長 現在に至る	経験を活かし、変化に対応できる強い組織作りに向けて努力します	実践的能力者
理事	たきざわ たかよし 瀧澤 隆義 (昭和42年1月7日)	平成16年 JA成田市青壮年部長 平成18年 成田農業青年会議所会長 平成21年 Aコープ産直部会会長 平成29年 農業推進委員 令和2年3月 非常勤理事 現在に至る	微力ながら精一杯頑張りますので、よろしく願いいたします。	認定農業者
理事	たかなし まこと 高梨 誠 (昭和42年11月22日)	平成27年4月 さくらの山管理企業組合理事 平成27年4月 丸清出荷組合組合長 平成29年3月 非常勤監事 令和2年3月 非常勤理事 現在に至る	地域に適応した農業所得の向上と必要とされるJAを目指します。	認定農業者
理事	おおあみ ゆきお 大網 敬雄 (昭和36年6月10日)	令和4年3月 JA成田市退職 令和4年10月 いずみ聖地公園管理組合 現在に至る	地元成田市の農業発展の為に力を尽くします。	認定農業者
理事	すずき たかのぶ 鈴木 孝信 (昭和33年1月27日)	平成30年1月 JA成田市退職 平成30年9月 いずみ聖地公園管理組合 現在に至る	JA成田市と地域の発展に努めます。	実践的能力者

候補区分	氏名	略歴	所信	構成要件の表示
理事	あきやま てつや 秋山 哲弥 (昭和32年5月4日)	昭和54年3月 白岩工業(株) 令和2年4月 成田用土地改良区 成田西管理工区副工区長 現在に至る	JA成田市、組合員の活性の為に皆様の指導のもと頑張っていきたいと思えます。	実践的能力者
理事	いわだて ひであき 岩館 秀明 (昭和37年8月22日)	令和4年7月 財務省東京税関退職 令和4年10月 株式会社阪急神エクスプレス入社 現在に至る	組合員の皆様、JA成田市のお役に立てるよう尽力する所存です。宜しくお願ひ致します。	実践的能力者
理事	おかの よしひろ 岡野 義広 (昭和35年8月12日)	令和3年3月 酒々井町役場退職 令和3年4月 酒々井町役場再任用 令和5年1月 酒々井町役場再任用退職 現在に至る	地域の農業経営の安定化及び地域農村の活性化のため、また食の安全確保と安定供給のできる持続可能な農業を目指し貢献したい。	実践的能力者
理事	やすはら ひろし 安原 博 (昭和31年10月1日)	昭和60年3月 成田信用金庫退職 昭和60年4月 就農 現在に至る	米の出荷制度の改革。農家所得の向上。	実践的能力者
理事	すずき よしのぶ 鈴木 良信 (昭和36年12月23日)	令和2年3月 JA成田市退職 令和2年3月 JA成田市常務理事 現在に至る	組合員の皆様の意見を事業に反映させ、JAの安定した基盤を構築します。今までの経験を生かし誠心誠意取り組み覚悟です。	専門的有識者
理事	おおみかわ みつこ 大見川 美津子 (昭和29年8月21日)	昭和59年9月 就農 令和2年3月 JA成田市非常勤理事 現在に至る	JA女性部運営に、明るく楽しく、地域社会の発展に協力してまいります。	実践的能力者
理事	こさか みえこ 小坂 美恵子 (昭和29年11月18日)	昭和59年4月 就農 令和2年3月 JA成田市非常勤理事 現在に至る	さらに農業事情が厳しくなる中、何が出来るか模索しつつ努力していきたいと思えます。	実践的能力者
監事	たけお しげる 竹尾 茂 (昭和28年7月24日)	昭和48年4月 就農 令和元年12月 (有)竹尾商事役員 民生委員 現在に至る	JA成田市の基本理念を目標に添うよう行動をしていきたいと思えます。	
監事	あばさき ひろし 阿波崎 浩 (昭和40年10月9日)	令和5年3月 JA成田市退職 現在に至る	組合員、利用者が安心して当JAを利用していただけるよう、十分な牽制機能の構築を目指します。	専門的有識者
監事	かみやま としお 神山 敏夫 (昭和39年10月17日)	平成30年9月 JA成田市退職 平成30年10月 就農 現在に至る	農業者の農業所得向上と発展に尽力致します。	
監事	さかい やすひろ 酒井 康博 (昭和31年10月13日)	平成29年3月 成田市役所退職 平成29年4月 日本赤十字社 (成田赤十字病院) 入社 平成31年3月 日本赤十字社 (成田赤十字病院) 退社 令和2年3月 JA成田市非常勤監事 現在に至る	組合の健全な運営を確保するため、コンプライアンスの徹底に尽力する。	専門的有識者
監事	えびはら きよし 海老原 清 (昭和36年12月24日)	昭和57年4月 就農 令和2年7月 白井市農業委員 現在に至る	組合員の皆様の為に組合員外の立場で今までの経験を生かし誠心誠意取り組み進んでいきます。	

※当組合は、保険会社との間で、理事及び監事を被保険者とした役員賠償責任保険契約（農協法第35条の8に規定する保険契約）を締結しております。当契約は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用の損害等を填補するものです。

海老原清氏は員外監事候補者であります。

注. 海老原清氏を員外監事候補とした理由は同氏の職歴から独立的立場で当組合の業務・会計にかかる監査に活かしていただきたいため、員外監事として選任をお願いするものであります。

「JAバンク基本方針」の変更について

定款第42条第2号の定めにより、信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める「JAバンク基本方針」の内容（概要）を以下のとおり報告いたします。

1. 「JAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心なJAバンクをご利用いただくため、「JAバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取組みとJAバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取組み（以下「JAバンクシステム」という）を定めています。
- (2) 一体的事業運営の取組みとして、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- (3) また、破綻未然防止の取組みとして、JA・信連（以下「JA等」という）が農林中央金庫（以下「農林中金」という）に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- (4) なお、JA等による経営改善に向けた取組みを支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

2. 2022年3月17日変更の主な内容

令和3年3月18日開催の農林中金臨時総代会において、基本方針の変更が承認され、同日より実施されました。JAバンク会員が、厳しさを増す経営環境のなかで、経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、主に以下のとおり変更されました。

(1) 早期警戒制度見直しへの対応

JAバンク全体として、金融機関に求められる将来にわたる健全性を確保し、行政による早期警戒制度に適切に対応するため、以下a～cについてJAバンク基本方針に定める。

- a JAバンクシステムの基本的方向として、「将来にわたり健全な経営を維持するため、自ら経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善に取り組む」旨を定める。
- b JAバンク会員の役割として、「金庫は、JA・信連の経営管理の高度化に向けた取組みを支援する」旨、「信連は、JAの経営管理の高度化に向けた取組みを支援する」旨を定める。
- c レベル格付指定基準（財務）に、「行政庁から早期警戒制度に基づく業務改善命令を受けた場合」を追加する。

(2) 不祥事防止に向けた対応

- a 将来にわたる健全性を確保するため、不祥事を起こさない内部管理態勢を確立する観点から、経営管理を高度化する旨を定める（上記（1）aの措置を含む）。

以上

議 決 権 行 使 書

成田市農業協同組合 御中

私は令和5年3月29日に開催される貴組合第58回通常総代会における各議案につき、
下記（賛否表示欄を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

令和5年3月 日

議決権行使個数 1 個

住 所

氏 名

印

議 案		賛否表示欄	
第1号議案	定款の一部変更について	賛成	反対
第2号議案	定款付属書総代選挙規程の一部変更について	賛成	反対
第3号議案	成田市農業協同組合同規約の一部変更について	賛成	反対
第4号議案	令和4年度事業報告及び剰余金処分案の承認について	賛成	反対
第5号議案	令和5年度事業計画設定について	賛成	反対
第6号議案	令和5年度における理事及び監事の報酬について	賛成	反対
第7号議案	退任理事に対する退職慰労金の支給について	賛成	反対
第8号議案	退任監事に対する退職慰労金の支給について	賛成	反対
第9号議案	役員を選任について	賛成	反対
附帯決議	①決議事項で行政庁の認可、承認等申請に際し、法令その他行政庁の指示等により、字句その他事項につき修正加除を要するときは、その処置を理事会に一任する。 ②事業計画の変更について、年度途中において軽微な変更を要するに至ったときは、理事会において変更することを承認する。	賛成	反対

(注) 各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

※議決権行使書面の記載に当たっての留意事項

議決権行使書面は次により取扱いますので、ご留意のうえ、議決権を行使いただきたくお願いいたします。

- 1 書面による議決権の行使については、当組合の定款第49条の規定により取扱います。
 - 2 書面により議決権を行使する場合は、総代会資料に添付してある「議決権行使書面」用紙に必要事項を記載し、令和5年3月28日午後5時までに当組合各支所宛にご提出ください。
 - 3 賛否のご記入は、黒のボールペンをご使用いただき、はっきりと○印をご記入ください。賛成・反対欄に○印の記号のほか他事を記載したものは該当する各号の議案において無効となる場合があります。なお、署名がある場合は、訂正した上で、フルネームで小さく署名することでも構いません。
 - 4 次の1号から3号に該当する議決権行使書面は「無効」として取扱い、次の4号から8号に該当する議決権行使書面については該当する各号の議案について「無効」として取扱います。
 - ① 所定の用紙を用いないもの
 - ② 署名又は記名押印のないもの
 - ③ 氏名を訂正しているもので、訂正印のないもの
 - ④ 賛否を訂正しているもので、訂正印のないもの
 - ⑤ 賛否を訂正しているもので、訂正印の印影が、記名押印の印影と異なるもの
 - ⑥ 賛否の欄に○印の記号のほか他事を記載したものただし、次の場合は有効とします。
 - (1) 賛成に○印があり、反対に×印を記入したもの（賛成）
 - (2) 賛成に×印があり、反対に○印を記入したもの（反対）
 - (3) 賛成に表示がなく、反対に×印を記入したもの（賛成）
 - (4) 賛成に×印があり、反対に表示のないもの（反対）
 - ⑦ 賛成及び反対の双方に○印の記号を記載したもの
 - ⑧ 賛成又は反対のいずれかに○印の記号を記載したものの確認し難いもの
- 5 議決権行使書面を申し出により再発行したときは、再発行した議決権行使書面を有効として取扱います。
- 6 議決権行使書面は、農協法第16条第8項で準用する会社法第311条に基づき、総代会の日から3箇月間、本所に備置し、正組合員から適法・適正に請求があれば、閲覧・謄写に応じることになっています。

以 上

委 任 状

成田市農業協同組合 御中

令和5年3月 日

住 所

正組合員氏名

印

私は、_____を代理人として定め、令和5年3月29日開催の貴組合第58回通常総代会の下記の議案について議決権を行使することを委任します。

第1号議案 定款の一部変更について

第2号議案 定款付属書総代選挙規程の一部変更について

第3号議案 成田市農業協同組合同規約の一部変更について

第4号議案 令和4年度事業報告及び剰余金処分案の承認について

第5号議案 令和5年度事業計画設定について

第6号議案 令和5年度における理事及び監事の報酬について

第7号議案 退任理事に対する退職慰労金の支給について

第8号議案 退任監事に対する退職慰労金の支給について

第9号議案 役員の選任について

附帯決議

報告事項

以上

切
り
取
り
線

